

本編 新旧対照

No	頁	旧	頁	新									
1	総-5	第3章第3章 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第2節 千葉県 <u>6 千葉県水道局</u>	総-5	<u>6 千葉県企業局</u> *) 以下全て変更する	組織変更								
2	総-5	第3章第3章 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第2節 千葉県 <u>5 習志野健康福祉センター（保健所）</u>	総-5	<u>5 習志野保健所（習志野健康福祉センター）</u> *) 以下全て変更する	組織変更								
3	総-9	第3章第3章 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第3節 指定地方行政機関	総-9	<u>15 関東地方測量部</u> <u>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事</u> <u>(2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事</u> <u>(3) 地殻変動の監視に関する事</u> <u>16 関東地方環境事務所</u> <u>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事</u> <u>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事</u> <u>(3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事</u> <u>(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事</u> <u>17 北関東防衛局</u> <u>(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事</u> <u>(2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事</u>	組織変更								
4	総-10	第3章第3章 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第5節 指定公共機関 <u>8 ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社</u>	総-10	<u>8 ソフトバンク株式会社</u>	社名変更								
5	総-13	第4章 市民及び事業所等の責務 第1節 市民 ■市民の責務 <table border="1" data-bbox="273 1147 954 1385"> <tr> <td>平常時の備え (略)</td> <td>災害時の対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>⑨ 気象警報等発表時や<u>避難勧告</u>等発表時取るべき行動の確認 (略)</td> <td></td> </tr> </table>	平常時の備え (略)	災害時の対策 (略)	⑨ 気象警報等発表時や <u>避難勧告</u> 等発表時取るべき行動の確認 (略)		総-14	■市民の責務 <table border="1" data-bbox="1209 1147 1890 1385"> <tr> <td>平常時の備え (略)</td> <td>災害時の対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>⑨ 気象警報等発表時や<u>避難指示</u>等発令時取るべき行動の確認 (略)</td> <td><u>⑦ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底</u></td> </tr> </table>	平常時の備え (略)	災害時の対策 (略)	⑨ 気象警報等発表時や <u>避難指示</u> 等発令時取るべき行動の確認 (略)	<u>⑦ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底</u>	災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化
平常時の備え (略)	災害時の対策 (略)												
⑨ 気象警報等発表時や <u>避難勧告</u> 等発表時取るべき行動の確認 (略)													
平常時の備え (略)	災害時の対策 (略)												
⑨ 気象警報等発表時や <u>避難指示</u> 等発令時取るべき行動の確認 (略)	<u>⑦ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底</u>												

No	頁	旧	頁	新							
6	総-15	本市の年平均気温は <u>15.7℃(平成28年)</u> である。今までの最高気温は、昭和46年に記録した39.0℃、最低気温は昭和50年、53年に記録した-9.0℃である。 年間降水量は <u>1,218.5mm(平成28年)</u> で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。	総-16	本市の年平均気温は <u>15.3℃(平成11年から令和2年の平均値)</u> である。今までの最高気温は、昭和46年に記録した39.0℃、最低気温は昭和50年、53年に記録した-9.0℃である。 年間降水量は <u>1,224.7mm(平成11年から令和2年の平均値)</u> で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。	時点修正						
7	総-16	本市の人口と世帯数は、 <u>平成29年3月31日</u> 現在、 <u>109,675</u> 人、 <u>48,141</u> 世帯(住民基本台帳人口)である。 人口は、昭和30年代後半から、都市化に伴い増加を続け、平成8年12月には10万人を越えている。一世帯当たりの人口は約 <u>2.4</u> 人で、都市化とともに、核家族化も進行している。 年齢別人口構成では、平成29年3月31日現在、15歳未満が約 <u>12.5</u> %、15歳以上65歳未満が約 <u>60.3</u> %、65歳以上が約 <u>27.2</u> %となっている。	総-17	本市の人口と世帯数は、 <u>令和3年10月1日</u> 現在、 <u>109,996</u> 人、 <u>51,033</u> 世帯(住民基本台帳人口)である。 人口は、昭和30年代後半から、都市化に伴い増加を続け、平成8年12月には10万人を越えている。一世帯当たりの人口は約 <u>2.2</u> 人で、都市化とともに、核家族化も進行している。 年齢別人口構成では、 <u>令和3年10月1日</u> 現在、15歳未満が約 <u>11.4</u> %、15歳以上65歳未満が約 <u>60.0</u> %、65歳以上が約 <u>28.6</u> %となっている。	時点修正						
8	総-16	台地は畑、谷底は水田といった農業を中心とした土地利用がなされてきたが、都市化の進展により、南部ではほとんどが住宅地となっている。北部でも、旧集落や新京成線、幹線道路に沿った地域に住宅地が形成されている。 市全体の土地利用は、 <u>平成28年</u> 1月1日現在、宅地が約 <u>36.0</u> %、畑が約 <u>20.9</u> %、山林が約 <u>6.6</u> %、田が約 <u>2.0</u> %、その他が雑種地等である。	総-17	台地は畑、谷底は水田といった農業を中心とした土地利用がなされてきたが、都市化の進展により、南部ではほとんどが住宅地となっている。北部でも、旧集落や新京成線、幹線道路に沿った地域に住宅地が形成されている。 市全体の土地利用は、 <u>令和2年</u> 1月1日現在、宅地が約 <u>37.0</u> %、畑が約 <u>20.3</u> %、山林が約 <u>6.3</u> %、田が約 <u>1.9</u> %、その他が雑種地等である。	時点修正						
9	総-16	本市の上水道は、昭和46年に県水道局により供用が開始され、給水人口は約 <u>8.3</u> 万人、普及率は約 <u>76.5</u> %(<u>平成28年3月31日</u> 現在)である。 下水道は、昭和59年より供用を開始し、 <u>平成28年3月31日</u> 現在、処理区域人口は約 <u>6.9</u> 万人、普及率は約 <u>62.8</u> %であり、整備途上にある。 ガスは、京葉瓦斯㈱及び戸別プロパンガス、電力は、東京電力パワーグリッド㈱によって供給されている。	総-17	本市の上水道は、昭和46年に県水道局により供用が開始され、給水人口は約 <u>8.4</u> 万人、普及率は約 <u>76.7</u> %(<u>令和元年3月31日</u> 現在)である。 下水道は、昭和59年より供用を開始し、 <u>令和元年3月31日</u> 現在、処理区域人口は約 <u>7.4</u> 万人、普及率は約 <u>67.1</u> %であり、整備途上にある。 ガスは、京葉瓦斯㈱及び戸別プロパンガス、電力は、東京電力パワーグリッド㈱によって供給されている。	時点修正						
10	地-1-1	これらの結果を踏まえ、今後の本市における地震対策は、過去に発生した地震像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、 最大クラスのもの を想定する。	地-1-1	これらの結果を踏まえ、今後の本市における地震対策は、過去に発生した地震像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、 最大クラスの地震を含め様々な地震 を想定する。	文言修正						
11	地-2-1	<table border="1"> <tr> <td>第3 ライフライン施設等の整備</td> <td>1 上水道施設の整備</td> <td>(略) 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株) (略)</td> </tr> </table>	第3 ライフライン施設等の整備	1 上水道施設の整備	(略) 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株) (略)	地-2-1	<table border="1"> <tr> <td>第3 ライフライン施設等の整備</td> <td>1 上水道施設の整備</td> <td>(略) 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) (略)</td> </tr> </table>	第3 ライフライン施設等の整備	1 上水道施設の整備	(略) 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) (略)	組織変更 以下多数 箇所あり
第3 ライフライン施設等の整備	1 上水道施設の整備	(略) 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株) (略)									
第3 ライフライン施設等の整備	1 上水道施設の整備	(略) 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) (略)									
12	地-2-9	第2編 地震編 第2章 災害予防計画 第2節 地盤災害防止対策 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定 (略) 本市では、 <u>平成28年</u> 4月現在、土砂災害警戒区域は <u>3</u> 箇所(うち土砂災害特別警戒区域 <u>2</u> 箇所)指定されている。	地-2-9	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定 (略) 指定区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の所有者又は管理者に対して避難計画の作成・提出・避難訓練の実施が義務化されたことから、市は当該施設の所有者又は管理者に対して当該計画の作成・提出・避難訓練の実施を推進する。 本市では、 <u>令和3年</u> 4月現在、土砂災害警戒区域は <u>7</u> 箇所(うち土砂災害特別警戒区域 <u>6</u> 箇所)指定されている。	土砂法 8条の4 避難計画 の作成、提出、訓練実施 時点修正						

No	頁	旧	頁	新	時点修正								
13	地 -2-10	<p>第2章 災害予防計画 第2節 地盤災害防止対策</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理 市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づいて行う急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等について、協力をする。 なお、本市では、<u>平成28</u>年4月現在、急傾斜地崩壊危険区域は1箇所（下西山地区）指定されている。</p>	地 -2-10	<p>1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理 市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づいて行う急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等について、協力をする。 なお、本市では、<u>令和3</u>年4月現在、急傾斜地崩壊危険区域は1箇所（下西山地区）指定されている。</p>	時点修正								
14	地 -2-11	<p>第2章 災害予防計画 第3節 地盤災害防災対策</p> <p>■警戒避難体制</p> <table border="1" data-bbox="273 528 1030 649"> <tr> <td>① 避難準備・高齢者等避難開始、<u>避難勧告</u>等の発令 (略)</td> </tr> </table>	① 避難準備・高齢者等避難開始、 <u>避難勧告</u> 等の発令 (略)	地 -2-11	<p>■警戒避難体制</p> <table border="1" data-bbox="1209 528 1888 649"> <tr> <td>① 高齢者等避難、<u>避難指示</u>、<u>緊急安全確保</u>の発令 (略)</td> </tr> </table>	① 高齢者等避難、 <u>避難指示</u> 、 <u>緊急安全確保</u> の発令 (略)	<p>災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化</p>						
① 避難準備・高齢者等避難開始、 <u>避難勧告</u> 等の発令 (略)													
① 高齢者等避難、 <u>避難指示</u> 、 <u>緊急安全確保</u> の発令 (略)													
15	地 -2-12	<p>県では、平成23年度に揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすいさマップ」や「揺れやすさマップ」を作成し、県ホームページ（千葉県ポータルサイト）で公開している。</p>	地 -2-12	<p>県では、平成23年度に揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすいさマップ」や「揺れやすさマップ」<u>（平成26・27年度改訂）</u>を作成し、県ホームページ（千葉県ポータルサイト）で公開している。</p>	時点修正								
16	地 -2-15	<p>第2章 災害予防計画 第3節 防災拠点の整備</p> <p>■無線施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="273 1107 954 1230"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>MCA無線</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<u>MCA無線</u>	(略)	地 -2-15	<p>■無線施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1209 1107 1888 1225"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>IP無線</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><u>【資料編】</u> <u>資料-2-6-5 災害に係る情報発信等に関する協定（株式会社ヤフー）</u></p>	(略)	(略)	<u>IP無線</u>	(略)	MCA無線からIP無線への変更
(略)	(略)												
<u>MCA無線</u>	(略)												
(略)	(略)												
<u>IP無線</u>	(略)												

No	頁	旧	頁	新									
17	地 -2-15	第2章 災害予防計画 第3節 防災拠点の整備 ■インターネットを利用した情報伝達手段 (略) ④ <u>ツイッター (@kamagaya_city)</u>	地 -2-15	■インターネットを利用した情報伝達手段 (略) ④ <u>SNS</u>	文言修正								
18	地 -2-19	<u>平成28年度末94組織</u>	地 -2-19	<u>令和3年4月現在95組織</u>	時点修正								
19	地 -2-19 風 -2-23	(1) 自主防災組織の結成 地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。 そこで、地域の防災活動の推進を図るため、障がい者団体等とのコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会等を単位に自主防災組織（平成28年度末94組織）の育成を促進する。	地 -2-19 風 -2-23	(1) 自主防災組織の結成 地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。 そこで、地域の防災活動の推進を図るため、障がい者団体等とのコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会等を単位に自主防災組織（ <u>令和3年4月現在95組織</u> ）の育成を促進する。 <u>自主防災組織のリーダー層においては、男女のバランス、世代のバランスに配慮した構成となるよう働きかける。</u> <u>また、子育てサークルや福祉活動などの多様な市民活動経験や専門資格を持つ人なども、自主防災活動に関わることができるよう環境を整える。</u>	文言修正								
20	地 -2-20	第2章 災害予防計画 第4節 災害に強い組織・人づくり ■自主防災組織の活動 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">平常時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>発災時</td> <td>① 情報の収集及び伝達（被害の状況、地震情報、ライフラインの状況、<u>避難勧告又は指示</u>など） (略)</td> </tr> </table>	平常時	(略)	発災時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、地震情報、ライフラインの状況、 <u>避難勧告又は指示</u> など） (略)	地 -2-20	■自主防災組織の活動 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">平常時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>発災時</td> <td>① 情報の収集及び伝達（被害の状況、地震情報、ライフラインの状況、<u>避難指示</u>など） (略)</td> </tr> </table>	平常時	(略)	発災時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、地震情報、ライフラインの状況、 <u>避難指示</u> など） (略)	災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化
平常時	(略)												
発災時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、地震情報、ライフラインの状況、 <u>避難勧告又は指示</u> など） (略)												
平常時	(略)												
発災時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、地震情報、ライフラインの状況、 <u>避難指示</u> など） (略)												
21	地 -2-21	第2章 災害予防計画 第4節 災害に強い組織・人づくり <u>(1) 水防訓練</u> <u>河川、水路等の氾濫等に対する警戒、水防活動が的確に行えるよう、台風前の時期を選んで水防訓練を実施する。</u>	地 -2-21	<u>(1) 帰宅困難者訓練</u> <u>災害時帰宅困難者への情報の伝達、一時避難施設への誘導等の活動が的確に行えるよう鉄道会社、駅周辺の施設等で構成する帰宅困難者等対策協議会と共に情報収集・伝達・広報、避難誘導訓練を実施する。</u>	地震編で水防訓練はおかしいとの意見								
22	地 -2-24	(2) 防火対象物の防火管理体制の確立 防火管理者選任義務対象の防火対象物には、 <u>防火管理者選任義務の履行を促すとともに</u> 、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行われるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。	地 -2-24	(2) 防火対象物の防火管理体制の確立 防火管理者を選任する義務がある防火対象物には、 <u>その選任義務の履行を指導するとともに</u> 、応急対策が効果的に行われるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。	文言修正								

No	頁	旧	頁	新	
23	地 -2-25 風 -2-29	<p>■建築物への防火対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自衛消防組織の編成及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施 ② 消火、通報、避難等の訓練の実施 ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施 ④ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施 ⑤ 従業員等に対する防災教育の実施 <p>■危険物施設の防火対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 位置、構造及び設備は、消防法に基づく技術上の基準どおり実施させる。 ② 貯蔵及び取扱い並びに運搬及び移送は、技術上の基準どおり実施させる。 ③ 消火設備、警報設備及び避難設備に係る工事又は整備は、技術上の基準どおり実施させる。 ④ 定期点検は、適正かつ確実に実施させる。 ⑤ 危険物取扱者に係る危険物取扱作業の保安に関する講習の受講について適切な助言又は指導を行う。 	地 -2-25 風 -2-29	<p>■建築物への防火対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自衛消防組織の編成及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備を実施するよう指導する。 ② 消火、通報、避難等の訓練を実施するよう指導する。 ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備を実施するよう指導する。 ④ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務を実施するよう指導する。 ⑤ 従業員等に対する防災教育を実施するよう指導する。 <p>■危険物施設の防火対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 位置、構造及び設備は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。 ② 貯蔵及び取扱い並びに運搬及び移送は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。 ③ 消火設備、警報設備及び避難設備に係る工事又は整備は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。 ④ 定期点検を適正かつ確実に実施するよう指導する。 ⑤ 危険物取扱者に係る危険物取扱作業の保安に関する講習を受講するよう指導する。 	文言修正
24	地 -2-29	<p>第2章 災害予防計画 第6節 避難環境の整備</p> <p>1 市の状況判断基準の確立 市は、災害時において避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導体制等の確立を図る。 また、防災関係機関等との連携強化を図り、適切な避難誘導を行うための体制の整備を進める。</p>	地 -2-29	<p>1 市の状況判断基準の確立 市は、災害時において避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導体制等の確立を図る。 また、防災関係機関等との連携強化を図り、適切な避難誘導を行うための体制の整備を進める。</p>	<p>災対法 60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化</p>
25	地 -2-30 風 -2-34	<p>第2章 災害予防計画 第6節 避難環境の整備 2 避難計画 国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導体制を図る。 避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。</p>	地 -2-30	<p>2 避難計画 国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導体制を図る。 市は、避難行動要支援者について、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努める。 避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>災対法 49 条の 14 変 更による個 別避難計 画の努力 義務化</p>
26	地 -2-30 風 2-34	<p>1 避難所運営体制の整備 市は、指定避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から指定避難所の運営体制の整備を進める。 避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各指定避難所に主に避難する自治会等で構成し、避難所運営マニュアルについては、避難所ごとの個別計画策定に努め、それをもとに関係者が避難所運営訓練等を実施する。 また、避難所運営組織に男女双方が入るようにする。</p>	地 -2-30 風 2-34	<p>1 避難所運営体制の整備 市は、指定避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から指定避難所の運営体制の整備を進める。 避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各指定避難所に主に避難する自治会等で構成し、避難所運営マニュアルについては、避難所ごとの個別計画策定に努め、それをもとに関係者が避難所運営訓練等を実施する。 また、避難所運営組織に男女双方が入るようにする。ボランティアとの連携も円滑に進むよう、受入れ体制について協議しておく。</p>	文言修正

No	頁	旧	頁	新	
27	地 -2-33 風 -2-37	(3) 医薬品・医療用資機材の準備 応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材の調達に関し、 <u>習志野健康福祉センター（保健所）</u> や <u>船橋薬剤師会</u> 、医薬品業者等と連携して、迅速な調達ができるようにする。	地 -2-33 風 -2-37	(3) 医薬品・医療用資機材の準備 応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材の調達に関し、 <u>習志野保健所（習志野健康福祉センター）</u> や医薬品業者等と連携して、迅速な調達ができるようにする。	文言修正
28	地 -2-33 風 -2-37	【資料編】 ・資料3-9 医療機関等一覧	地 -2-33	・資料3-9 医療機関等一覧 ・ <u>資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合）</u> ・ <u>資料-2-71 災害時用医薬品等の管理及び供給に関する協定（医療法人社団東邦鎌谷病院）</u>	新規協定
29	地 -2-35 風 -2-39	1 防疫体制の整備 災害により浸水した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、消毒等の活動が必要である。そこで、消毒資機材を備蓄するとともに、 <u>船橋薬剤師会や習志野健康福祉センター（保健所）</u> 等と連携して消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。	地 -2-35 風 -2-39	1 防疫体制の整備 災害により浸水した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、消毒等の活動が必要である。そこで、消毒資機材を備蓄するとともに、 <u>一般社団法人千葉県ベストコントロール協会や習志野保健所（習志野健康福祉センター）</u> 等と連携して消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。	文言修正
30	地 -2-35	(2) 廃棄物処理体制の整備 災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、災害廃棄物処理計画を 作成し 、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。	地 -2-35	(2) 廃棄物処理体制の整備 災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、災害廃棄物処理計画に 基づき 、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。	文言修正
31	地 -2-35	1 備蓄の推進 市は災害に備えて、県が策定した「震災時における避難所運営の手引き」を参考に、災害発生時の必要物資の優先度に配慮しながら、備蓄の整備を行う。	地 -2-35	1 備蓄の推進 市は災害に備えて、県が策定した「震災時における避難所運営の手引き」を参考に、災害発生時の必要物資の優先度に配慮しながら、備蓄の整備を行う。 <u>特別な支援が必要な乳幼児、要介護者、病気の人などの栄養支援の必要性についても関係者で共有し、専門機関とも連携して支援体制を検討する。</u> <u>授乳支援については、専門知識も必要であるため、保健所、助産師会、母乳育児支援団体などと連携し、あらかじめ支援体制について検討しておく。内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の授乳アセスメントシートも参考にする。併せて、乳幼児検診などを通して、子育て世帯への災害時の備えの必要性についてしっかりと周知する。</u>	文言修正
32	地 -2-35 風 -2-40	■市で備蓄すべき物資 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">非常用食料・飲料水、毛布、救急医療セット、担架、懐中電灯、乾電池、ろうそく、点火用具、仮設・簡易・マンホールトイレ等、ウエットティッシュ、粉ミルク（アレルギー対応含む）、ほ乳瓶、小児用・成人用おむつ、おしりふき、生理用品、トイレトーパー、間仕切り、防水シート、テント、ろ水機、給水槽、石油ポンプ、発電機、投光器、炊飯装置、住宅地図、飲料水袋、燃料等</div>	地 -2-36 風 -2-40	■市で備蓄すべき物資 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">非常用食料・飲料水、毛布、救急医療セット、担架、懐中電灯、乾電池、ろうそく、点火用具、仮設・簡易・マンホールトイレ等、ウエットティッシュ、粉ミルク（アレルギー対応含む）、ほ乳瓶、<u>紙コップ、割りばし</u>、小児用・成人用おむつ、おしりふき、生理用品、トイレトーパー、間仕切り、防水シート、テント、ろ水機、給水槽、石油ポンプ、発電機、投光器、炊飯装置、住宅地図、飲料水袋、燃料等</div>	文言修正

No	頁	旧	頁	新	
33	地 -2-36	第2章 災害予防計画 第7節 応急対策のための環境整備 (3) 千葉県防災情報システムの活用 県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、 中央防災センターほか県下 10箇所（平成28年12月現在） の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。 本市においては、防災情報システムにより、県、他の市町村、防災関係機関において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。	地 -2-36	(3) 千葉県防災情報システムの活用 県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、 県下 13箇所（令和2年6月現在） の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。 本市においては、防災情報システムにより、県、他の市町村、防災関係機関において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。	時点修正
34	地 -2-40 風 -2-44	自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、 民生委員児童委員 、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障がい者等に対する声かけや安否確認など、平常時から支援・協力体制づくりを行う。	地 -2-40 風 -2-44	自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、 民生委員・児童委員 、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障がい者等に対する声かけや安否確認など、平常時から支援・協力体制づくりを行う。	文言修正
35	地 -2-40 風 -2-44	④ 身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫機能障害を除く。 （略） ⑦ 難病患者（ 重症認定患者 、筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）	地 -2-40 風 -2-44	④ 身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫機能障害を除く （略） ⑦ 難病患者（筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）	文言修正
36	地 -2-40 風 -2-44	⑨ その他市長が認めた者 ・①から⑧に該当しないが、相応の支援を必要とすると認められる者	地 -2-40 風 -2-44	⑨その他、 相当の支援を必要とすると認められる者	文言修正
37	地 -2-42	(3) 個別計画の整備 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難支援等関係者と連携して一人ひとりの避難行動要支援者に対する支援方法や支援主体等を具体化した個別計画の作成を 推進する。	地 -2-42	(3) 個別計画の整備 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、 名簿情報を基に 避難支援等関係者と連携して一人ひとりの避難行動要支援者に対する支援方法や支援主体等を具体化した個別計画（ 個別支援プラン ）の作成に 努める。	対法49条の14変更による個別避難計画の努力義務化
38	地 -2-42	ウ 避難の優先性 避難の実施にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先して行うが、特に①歩行や移動の困難な者、②介助が必要な高齢者、障がい者、病弱者、 （略）	地 -2-42	ウ 優先的な避難誘導の実施 避難の実施にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先して行うが、特に①歩行や移動の困難な者、②介助が必要な高齢者、障がい者、病弱者、 （略）	文言修正
39	地 -2-46	(2) ボランティア保険への加入促進 鎌ヶ谷市ボランティア連絡協議会では、災害時のボランティア活動における事故に備え、ボランティア保険への加入促進を図る。	地 -2-46	(2) ボランティア保険への加入促進 鎌ヶ谷市社会福祉協議会 では、災害時のボランティア活動における事故に備え、ボランティア保険への加入促進を図る。	文言修正

No	頁	旧	頁	新																									
40	地 -2-47 地 -3-102 風 -2-51 風 -3-105	<p>■ボランティアの種類</p> <table border="1"> <tr> <td>専 門 ボランティア</td> <td> <u>土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）</u> <u>医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）</u> <u>要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等）</u> <u>無線（アマチュア無線技士）</u> <u>特殊車両操作（大型重機運転資格者等）</u> <u>外国語通訳（外国語資格者）</u> <u>被災建築物の応急危険度判定（建築士、建築技術者等）</u> <u>被災宅地危険度判定（建築士、土木・建築技術者等）</u> <u>心理治療（カウンセラー）</u> <u>高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等）</u> <u>その他専門的知識、技能を要する活動 等</u> </td> </tr> <tr> <td>一 般 ボランティア</td> <td> <u>救援物資の整理、仕分け、配分</u> <u>被災地の清掃、がれきの片づけ</u> <u>炊き出し、配送</u> <u>要配慮者への生活支援、精神面の補助</u> <u>指定避難所の運営補助</u> <u>指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）</u> <u>その他危険のない軽作業 等</u> </td> </tr> </table>	専 門 ボランティア	<u>土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）</u> <u>医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）</u> <u>要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等）</u> <u>無線（アマチュア無線技士）</u> <u>特殊車両操作（大型重機運転資格者等）</u> <u>外国語通訳（外国語資格者）</u> <u>被災建築物の応急危険度判定（建築士、建築技術者等）</u> <u>被災宅地危険度判定（建築士、土木・建築技術者等）</u> <u>心理治療（カウンセラー）</u> <u>高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等）</u> <u>その他専門的知識、技能を要する活動 等</u>	一 般 ボランティア	<u>救援物資の整理、仕分け、配分</u> <u>被災地の清掃、がれきの片づけ</u> <u>炊き出し、配送</u> <u>要配慮者への生活支援、精神面の補助</u> <u>指定避難所の運営補助</u> <u>指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）</u> <u>その他危険のない軽作業 等</u>	地 -2-47 地 -3-103 風 -2-51 風 -3-105	<p>■災害時のボランティア活動の例</p> <table border="1"> <tr> <td>分野</td> <td>活動の例</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td><u>環境整備、物資、性別による配慮、炊き出し、サロン・傾聴、ペット、アセスメント・運営支援 など</u></td> </tr> <tr> <td>在宅避難者</td> <td><u>物資、食事、実態把握調査 など</u></td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td><u>福祉施設への支援、相談支援、子どもの居場所・学習支援、学用品等の提供、通訳・翻訳 など</u></td> </tr> <tr> <td>被災家屋</td> <td><u>重機での土砂撤去等、床・壁・屋根の応急措置、廃棄物の分別・回収、住宅再建の相談・講習会 など</u></td> </tr> <tr> <td>仮設住宅</td> <td><u>引っ越し、物資・家電、コミュニティ形成のサポート、見守り など</u></td> </tr> <tr> <td>生業支援</td> <td><u>農地からの土砂・廃棄物撤去、商店街の片付け・清掃、資機材の支援 など</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>物資の提供・運搬・仕分け、法律相談 など</u></td> </tr> </table> <p>※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、<u>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。</u></p>	分野	活動の例	避難所	<u>環境整備、物資、性別による配慮、炊き出し、サロン・傾聴、ペット、アセスメント・運営支援 など</u>	在宅避難者	<u>物資、食事、実態把握調査 など</u>	要配慮者	<u>福祉施設への支援、相談支援、子どもの居場所・学習支援、学用品等の提供、通訳・翻訳 など</u>	被災家屋	<u>重機での土砂撤去等、床・壁・屋根の応急措置、廃棄物の分別・回収、住宅再建の相談・講習会 など</u>	仮設住宅	<u>引っ越し、物資・家電、コミュニティ形成のサポート、見守り など</u>	生業支援	<u>農地からの土砂・廃棄物撤去、商店街の片付け・清掃、資機材の支援 など</u>	その他	<u>物資の提供・運搬・仕分け、法律相談 など</u>	ボラン ティアの活 動例を基 に表を再 整理した				
専 門 ボランティア	<u>土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）</u> <u>医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）</u> <u>要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等）</u> <u>無線（アマチュア無線技士）</u> <u>特殊車両操作（大型重機運転資格者等）</u> <u>外国語通訳（外国語資格者）</u> <u>被災建築物の応急危険度判定（建築士、建築技術者等）</u> <u>被災宅地危険度判定（建築士、土木・建築技術者等）</u> <u>心理治療（カウンセラー）</u> <u>高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等）</u> <u>その他専門的知識、技能を要する活動 等</u>																												
一 般 ボランティア	<u>救援物資の整理、仕分け、配分</u> <u>被災地の清掃、がれきの片づけ</u> <u>炊き出し、配送</u> <u>要配慮者への生活支援、精神面の補助</u> <u>指定避難所の運営補助</u> <u>指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）</u> <u>その他危険のない軽作業 等</u>																												
分野	活動の例																												
避難所	<u>環境整備、物資、性別による配慮、炊き出し、サロン・傾聴、ペット、アセスメント・運営支援 など</u>																												
在宅避難者	<u>物資、食事、実態把握調査 など</u>																												
要配慮者	<u>福祉施設への支援、相談支援、子どもの居場所・学習支援、学用品等の提供、通訳・翻訳 など</u>																												
被災家屋	<u>重機での土砂撤去等、床・壁・屋根の応急措置、廃棄物の分別・回収、住宅再建の相談・講習会 など</u>																												
仮設住宅	<u>引っ越し、物資・家電、コミュニティ形成のサポート、見守り など</u>																												
生業支援	<u>農地からの土砂・廃棄物撤去、商店街の片付け・清掃、資機材の支援 など</u>																												
その他	<u>物資の提供・運搬・仕分け、法律相談 など</u>																												
41	地 -2-47 風 -2-51	(2) <u>日本赤十字社防災ボランティア養成・研修計画</u> 日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加、協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修、訓練を実施する。	地 -2-47 風 -2-51	(2) <u>千葉県赤十字社防災ボランティア養成・研修計画</u> 日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加、協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修、訓練を実施する。	文言修正																								
42	地 -2-48 風 -2-52	<p>■日本赤十字社千葉県支部のボランティアの養成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ボランティア<u>一般</u>説明会</td> <td><u>一般市民</u></td> <td>防災ボランティアの概要</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リー ダー・フォローアップ研修 会</td> <td>地区リーダー</td> <td>グループワーク、地区研修会の運営等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象	実施内容	防災ボランティア <u>一般</u> 説明会	<u>一般市民</u>	防災ボランティアの概要	(略)			防災ボランティア地区リー ダー・フォローアップ研修 会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等	地 -2-48 風 -2-52	<p>■日本赤十字社千葉県支部の<u>防災</u>ボランティアの養成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ボランティア<u>登録</u>説明会</td> <td><u>新規登録者</u></td> <td>防災ボランティアの概要</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア<u>リーダ</u> <u>一</u>・地区リーダーフォロー アップ研修会</td> <td><u>リーダー</u>・地区リ ーダー</td> <td>グループワーク、地区研修会の運営等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象	実施内容	防災ボランティア <u>登録</u> 説明会	<u>新規登録者</u>	防災ボランティアの概要	(略)			防災ボランティア <u>リーダ</u> <u>一</u> ・地区リーダーフォロー アップ研修会	<u>リーダー</u> ・地区リ ーダー	グループワーク、地区研修会の運営等	文言修正
項目	対象	実施内容																											
防災ボランティア <u>一般</u> 説明会	<u>一般市民</u>	防災ボランティアの概要																											
(略)																													
防災ボランティア地区リー ダー・フォローアップ研修 会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等																											
項目	対象	実施内容																											
防災ボランティア <u>登録</u> 説明会	<u>新規登録者</u>	防災ボランティアの概要																											
(略)																													
防災ボランティア <u>リーダ</u> <u>一</u> ・地区リーダーフォロー アップ研修会	<u>リーダー</u> ・地区リ ーダー	グループワーク、地区研修会の運営等																											

No	頁	旧	頁	新																			
43	地 -2-50	第2章 災害予防計画 第10節 帰宅困難者対策 ■通話に頼らない安否確認手段 災害用伝言ダイヤル17171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（web17171）、 ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など	地 -2-50	■通話に頼らない安否確認手段 災害用伝言ダイヤル17171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（web17171）、 SNSなど	文言修正																		
44	地 -2-51		地 -2-51	【資料編】 資料-2-56 地震災害時における施設等の提供協力に関する協定（大和情報サービス株式会社アクロスモール新鎌ヶ谷）	新規協定																		
45	地 -3-2	■災害警戒本部の配備基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備要員		(略)	(略)	警戒配備	③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	(略)	地 -3-2	■災害警戒本部の配備基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td> (略) ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ④ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備要員		(略)	(略)	警戒配備	(略) ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ④ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	(略)	南海トラフ地震臨時情報による配備基準を追加
配備体制	配備基準	配備要員																					
	(略)	(略)																					
警戒配備	③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	(略)																					
配備体制	配備基準	配備要員																					
	(略)	(略)																					
警戒配備	(略) ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ④ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	(略)																					
46	地-3-2	(2) 動員方法 職員は、 気象庁により市域の震度が震度4・震度5弱と発表された場合、又は東海地震注意情報を受理した場合は、自動参集する。 なお、災害警戒本部長は、災害状況に応じて職員に自宅待機の措置を命ずることができる。	地-3-2	(2) 動員方法 職員は、 市域に震度4の地震が発生したときなど、災害警戒本部が自動配備となったときは自動参集する。 なお、災害警戒本部長は、災害状況に応じて職員に自宅待機の措置を命ずることができる。	南海トラフ地震臨時情報による配備基準を追加																		

No	頁	旧	頁	新																							
47	地-3-3	<p>気象庁により市域の震度が震度5強以上と発表された場合、及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときは、迅速に災害対策本部を立ち上げ、市の総力を挙げて初動活動を実施する。</p> <p>1 災害対策本部の設置 (1) 設置・配備基準 市長は、気象庁により市域の震度が震度5強以上と発表された場合、及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときは、災害対策本部を設置し、本部長となる。 なお、本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、本部長が指名した者をその代理者とする。</p> <p>■災害対策本部の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④ その他の状況により本部長が必要と認めたとき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備要員	第1配備	(略)	(略)	④ その他の状況により本部長が必要と認めたとき	(略)		(略)	(略)	地-3-3	<p>市域に震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報（警戒宣言）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき迅速に災害対策本部を立ち上げ、市の総力を挙げて初動活動を実施する。</p> <p>1 災害対策本部の設置 (1) 設置・配備基準 市長は、市域に震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報（警戒宣言）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、本部長となる。 なお、本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、本部長が指名した者をその代理者とする。現地災害対策本部において、女性が一定数参画できるよう講じる。</p> <p>■災害対策本部の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】 ⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備要員	第1配備	(略)	(略)	④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】 ⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき	(略)		(略)	(略)	南海トラフ地震臨時情報による配備基準を追加
配備体制	配備基準	配備要員																									
第1配備	(略)	(略)																									
	④ その他の状況により本部長が必要と認めたとき	(略)																									
	(略)	(略)																									
配備体制	配備基準	配備要員																									
第1配備	(略)	(略)																									
	④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】 ⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき	(略)																									
	(略)	(略)																									
48	地-3-3	<p>(2) 動員方法 職員は、気象庁により市域の震度が震度5強以上と発表された場合、及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときは勤務時間内外にかかわらず、本部長（市長）の指示があったものとして、所属場所に自動参集する。 なお、本部長は、災害状況に応じて、職員に自宅待機の措置を命ずることができる。</p>	地-3-3	<p>(2) 動員方法 職員は、市域に震度5強以上の地震が発生したときなど、災害対策本部が自動配備となったときは勤務時間内外にかかわらず、本部長（市長）の指示があったものとして、所属場所に自動参集する。 なお、本部長は、災害状況に応じて、職員に自宅待機の措置を命ずることができる。</p>	南海トラフ地震臨時情報による配備基準を追加																						
49	地-3-5	<p>(1) 組織 本部の組織は、災害対策本部組織図（地-3-7）のとおりである。</p>	地-3-5	<p>(1) 組織 本部の組織は、災害対策本部組織図（地-3-7）のとおりとする。</p>	文言修正																						
50	地-3-6	<p>気象庁により市域の震度が震度5強以上と発表された場合、及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときは、自主防災組織に対して災害応急対策業務の協力を要請するものとする。</p>	地-3-6	<p>市域に震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報（警戒宣言）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、自主防災組織に対して災害応急対策業務の協力を要請するものとする。</p>	南海トラフ地震臨時情報による要請を追加																						

No	頁	旧	頁	新	組織変更
51	地-3-7	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害体制の確立 災害対策本部組織図 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">第1・第2配備体制</div> <pre> graph TD A[本部会議] --- B[総務企画部 (略)] A --- C[市民生活部 (略)] A --- D[健康福祉部 (略)] A --- E[都市建設部 (略)] A --- F[会計部 (略)] A --- G[生涯学習部] A --- H[物資管理部 (略)] A --- I[消防部 (略)] G --- G1[避難所1班 (教育総務課)] G --- G2[避難所2班 (学校教育課)] G --- G3[避難所3班 (生涯学習推進課)] G --- G4[<u>避難所4班 (市民会館)</u>] G --- G5[<u>避難所5班 (文化・スポーツ課)</u>] J[事務局] --- A J --- G </pre>	地-3-7	災害対策本部組織図 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">第1・第2配備体制</div> <pre> graph TD A[本部会議] --- B[総務企画部 (略)] A --- C[市民生活部 (略)] A --- D[健康福祉部 (略)] A --- E[都市建設部 (略)] A --- F[会計部 (略)] A --- G[生涯学習部] A --- H[物資管理部 (略)] A --- I[消防部 (略)] G --- G1[避難所1班 (教育総務課)] G --- G2[避難所2班 (学校教育課)] G --- G3[避難所3班 (生涯学習推進課)] G --- G4[<u>避難所4班 (文化・スポーツ課)</u>] J[事務局] --- A J --- G </pre>	

No	頁	旧	頁	新																					
52	地-3-8	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害体制の確立 災害対策本部事務分掌 第1・第2 配備体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長 (略)</td> <td>(略) 11 警戒区域の設定及び避難勧告・指示に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部の職 (平常時の職名)</th> <th>主な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (略)</td> <td>(略) 2 避難勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務局	事務分掌	局長 (略)	(略) 11 警戒区域の設定及び避難勧告・指示に関すること (略)	災害対策本部の職 (平常時の職名)	主な職務	本部長 (略)	(略) 2 避難勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと (略)	(略)		地-3-8	災害対策本部事務分掌 第1・第2 配備体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長 (略)</td> <td>(略) 11 警戒区域の設定及び避難指示に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部の職 (平常時の職名)</th> <th>主な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (略)</td> <td>(略) 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務局	事務分掌	局長 (略)	(略) 11 警戒区域の設定及び避難指示に関すること (略)	災害対策本部の職 (平常時の職名)	主な職務	本部長 (略)	(略) 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと (略)	(略)		災対法 60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化
事務局	事務分掌																								
局長 (略)	(略) 11 警戒区域の設定及び避難勧告・指示に関すること (略)																								
災害対策本部の職 (平常時の職名)	主な職務																								
本部長 (略)	(略) 2 避難勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと (略)																								
(略)																									
事務局	事務分掌																								
局長 (略)	(略) 11 警戒区域の設定及び避難指示に関すること (略)																								
災害対策本部の職 (平常時の職名)	主な職務																								
本部長 (略)	(略) 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと (略)																								
(略)																									

No	頁	旧	頁	新																																																															
53	地 -3-13	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長)</th> <th>班 (班長)</th> <th>初動期事務分掌</th> <th>災害対策本部事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生涯学習部 (生涯学習 部長)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">1 避難所の 開設に関する こと</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所3班 (生涯学習 推進課長)</td> <td>2 避難者の 収容に関する こと</td> </tr> <tr> <td>避難所4班 (市民会館長)</td> <td>3 帰宅困難 者の受入に関 すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難所5班 (文化・ スポーツ課長)</td> <td></td> <td>1 避難所の開設、運営に関すること 2 文化財の被害状況調査及び保護に 関すること 3 体育施設の被害状況調査及び保護 に関すること 4 郷土資料館の被害状況調査及び保 全管理に関すること 5 救援物資の受入れ、管理に関するこ と 6 その他部内外の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長)</th> <th>班 (班長)</th> <th>初動期 事務分掌</th> <th>災害対策本部事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 4 警戒区域、<u>避難勧告・指示</u>の伝達及び広報に関する こと (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長)	班 (班長)	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌	生涯学習部 (生涯学習 部長)	(略)	1 避難所の 開設に関する こと	(略)	(略)	避難所3班 (生涯学習 推進課長)	2 避難者の 収容に関する こと	避難所4班 (市民会館長)	3 帰宅困難 者の受入に関 すること		避難所5班 (文化・ スポーツ課長)		1 避難所の開設、運営に関すること 2 文化財の被害状況調査及び保護に 関すること 3 体育施設の被害状況調査及び保護 に関すること 4 郷土資料館の被害状況調査及び保 全管理に関すること 5 救援物資の受入れ、管理に関するこ と 6 その他部内外の応援に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	部 (部長)	班 (班長)	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌	(略)				消防部 (略)	(略)	(略) 4 警戒区域、 <u>避難勧告・指示</u> の伝達及び広報に関する こと (略)		地 -3-13	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長)</th> <th>班 (班長)</th> <th>初動期事務分掌</th> <th>災害対策本部事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生涯学習部 (生涯学習部 長)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">1 避難所の 開設に関する こと</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所3班 (生涯学習推進 課長)</td> <td>2 避難者の 収容に関する こと</td> </tr> <tr> <td>避難所4班 (文化・スポー ツ課長)</td> <td>3 帰宅困難 者の受入に関 すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長)</th> <th>班 (班長)</th> <th>初動期 事務分掌</th> <th>災害対策本部事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 4 警戒区域、<u>避難指示</u>の伝達及び広報に関すること (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長)	班 (班長)	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌	生涯学習部 (生涯学習部 長)	(略)	1 避難所の 開設に関する こと	(略)	(略)	避難所3班 (生涯学習推進 課長)	2 避難者の 収容に関する こと	避難所4班 (文化・スポー ツ課長)	3 帰宅困難 者の受入に関 すること	(略)	(略)	(略)	(略)	部 (部長)	班 (班長)	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌	(略)				消防部 (略)	(略)	(略) 4 警戒区域、 <u>避難指示</u> の伝達及び広報に関すること (略)		組織改正
部 (部長)	班 (班長)	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌																																																																
生涯学習部 (生涯学習 部長)	(略)	1 避難所の 開設に関する こと	(略)																																																																
	(略)																																																																		
	避難所3班 (生涯学習 推進課長)	2 避難者の 収容に関する こと																																																																	
	避難所4班 (市民会館長)	3 帰宅困難 者の受入に関 すること																																																																	
	避難所5班 (文化・ スポーツ課長)		1 避難所の開設、運営に関すること 2 文化財の被害状況調査及び保護に 関すること 3 体育施設の被害状況調査及び保護 に関すること 4 郷土資料館の被害状況調査及び保 全管理に関すること 5 救援物資の受入れ、管理に関するこ と 6 その他部内外の応援に関すること																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
部 (部長)	班 (班長)	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌																																																																
(略)																																																																			
消防部 (略)	(略)	(略) 4 警戒区域、 <u>避難勧告・指示</u> の伝達及び広報に関する こと (略)																																																																	
部 (部長)	班 (班長)	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌																																																																
生涯学習部 (生涯学習部 長)	(略)	1 避難所の 開設に関する こと	(略)																																																																
	(略)																																																																		
	避難所3班 (生涯学習推進 課長)	2 避難者の 収容に関する こと																																																																	
	避難所4班 (文化・スポー ツ課長)	3 帰宅困難 者の受入に関 すること																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
部 (部長)	班 (班長)	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌																																																																
(略)																																																																			
消防部 (略)	(略)	(略) 4 警戒区域、 <u>避難指示</u> の伝達及び広報に関すること (略)																																																																	
54	地 -3-14	<p>銚子地方気象台等から発表される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。 なお、千葉県震害静観ネットワークと気象庁とがオンライン化により、気象庁設置の震度計の震度に加え、市町村で観測された<u>計測震度</u>（震度1以上）が気象庁から発表される。</p>	地 -3-14	<p>銚子地方気象台等から発表される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。 なお、千葉県震度情報ネットワークと気象庁とがオンライン化により、気象庁設置の震度計の震度に加え、市町村で観測された<u>震度</u>（震度1以上）が気象庁から発表される。</p>	文言修正																																																														

No	頁	旧	頁	新																									
55	地 -3-15	<p>■地震情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻揺れの発言時刻を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の 発生時刻揺れの発言時刻 を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。	震源に関する情報	(略)	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と 市町村名 を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 地震情報 （地震回数に関する情報）」で発表する。	その他の情報	(略)	地 -3-15	<p>■地震情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の 揺れの検知時刻 を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。	震源に関する情報	(略)	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と 市町村毎の観測した震度 を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 その他の情報 （地震回数に関する情報）」で発表する。	その他の情報	(略)	文言修正
種 類	内 容																												
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の 発生時刻揺れの発言時刻 を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。																												
震源に関する情報	(略)																												
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と 市町村名 を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。																												
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 地震情報 （地震回数に関する情報）」で発表する。																												
その他の情報	(略)																												
種 類	内 容																												
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の 揺れの検知時刻 を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。																												
震源に関する情報	(略)																												
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と 市町村毎の観測した震度 を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。																												
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 その他の情報 （地震回数に関する情報）」で発表する。																												
その他の情報	(略)																												

No	頁	旧	頁	新																					
56	地 -3-17	(1) 被害の調査 (略)	地 -3-17	(1) 被害の調査 (略) 【資料編】 <u>資料-2-46 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）</u>	新規協定																				
57	地 -3-19	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 ■県への報告区分 <table border="1" data-bbox="273 501 1001 705"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>報告時期[方法]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の開設状況等について報告</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	報告時期[方法]	災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 避難勧告・指示 等の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)	地 -3-19	■県への報告区分 <table border="1" data-bbox="1209 501 1919 705"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>報告時期[方法]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の開設状況等について報告</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	報告時期[方法]	災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 避難指示 等の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)	炎対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化								
区分	内容	報告時期[方法]																							
災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 避難勧告・指示 等の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)																							
区分	内容	報告時期[方法]																							
災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 避難指示 等の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)																							
58	地 -3-20 風 -3-25	③ 地域振興事務所連絡先 <table border="1" data-bbox="273 1011 1039 1193"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域振興課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TEL</td> <td>047(361)2111</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>047(367)4348</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 TEL</td> <td>502-721・723</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 FAX</td> <td>502-722</td> </tr> </tbody> </table>	地域振興課		TEL	047(361)2111	FAX	047(367)4348	防災行政無線 TEL	502-721・723	防災行政無線 FAX	502-722	地 -3-20 風 -3-25	③ 地域振興事務所連絡先 <table border="1" data-bbox="1209 1011 1975 1193"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域防災課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TEL</td> <td>047(361)2111</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>047(367)4348</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 TEL</td> <td>502-721・723</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 FAX</td> <td>502-722</td> </tr> </tbody> </table>	地域防災課		TEL	047(361)2111	FAX	047(367)4348	防災行政無線 TEL	502-721・723	防災行政無線 FAX	502-722	組織変更
地域振興課																									
TEL	047(361)2111																								
FAX	047(367)4348																								
防災行政無線 TEL	502-721・723																								
防災行政無線 FAX	502-722																								
地域防災課																									
TEL	047(361)2111																								
FAX	047(367)4348																								
防災行政無線 TEL	502-721・723																								
防災行政無線 FAX	502-722																								

No	頁	旧	頁	新																				
59	地 -3-21	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 ■非常通信ルート 	地 -3-21 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 ■非常通信ルート 	MCA無線 からIP無線 への変更																				
60	地 -3-22 風 -3-27	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 ■インターネットを利用した広報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th>広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秘書広報班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書広報班</td> <td><u>ツイッター (@kamagaya_city)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 応急対策活動期の広報 応急対策活動期における広報は、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心メール、<u>ツイッター</u>、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。</p> <p>2 避難所における広報 避難所1班～5班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。</p>	担当	広報手段	秘書広報班	(略)	事務局	(略)	事務局	(略)	秘書広報班	<u>ツイッター (@kamagaya_city)</u>	地 -3-22 風 -3-27 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 ■インターネットを利用した広報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th>広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秘書広報班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書広報班</td> <td><u>SNS</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 応急対策活動期の広報 応急対策活動期における広報は、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心メール、<u>SNS</u>、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。</p> <p>2 避難所における広報 避難所1班～4班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。</p>	担当	広報手段	秘書広報班	(略)	事務局	(略)	事務局	(略)	秘書広報班	<u>SNS</u>	文言修正
担当	広報手段																							
秘書広報班	(略)																							
事務局	(略)																							
事務局	(略)																							
秘書広報班	<u>ツイッター (@kamagaya_city)</u>																							
担当	広報手段																							
秘書広報班	(略)																							
事務局	(略)																							
事務局	(略)																							
秘書広報班	<u>SNS</u>																							

No	頁	旧	頁	新																																	
61	地 -3-24	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 ■報道機関一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">報道機関名</th> <th style="width: 25%;">担当部署</th> <th style="width: 25%;">電話(NTT) FAX(NTT)</th> <th style="width: 25%;">e-mail</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(株)ジェイコムイースト</u> <u>東関東局</u></td> <td colspan="3">※協定書に基づく。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	(略)				<u>(株)ジェイコムイースト</u> <u>東関東局</u>	※協定書に基づく。			(略)				地 -3-24	■報道機関一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">報道機関名</th> <th style="width: 25%;">担当部署</th> <th style="width: 25%;">電話(NTT) FAX(NTT)</th> <th style="width: 25%;">e-mail</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(株)ジェイコム千葉</u></td> <td colspan="3">※協定書に基づく。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	(略)				<u>(株)ジェイコム千葉</u>	※協定書に基づく。			(略)				社名変更
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																		
(略)																																					
<u>(株)ジェイコムイースト</u> <u>東関東局</u>	※協定書に基づく。																																				
(略)																																					
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																		
(略)																																					
<u>(株)ジェイコム千葉</u>	※協定書に基づく。																																				
(略)																																					
62	地 -3-25	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 ■報道機関への対応方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>② 千葉テレビ、<u>ジェイコムイースト</u>への放送要請</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 【資料編】 ・資料2-36 災害時における放送等に関する協定書 (<u>株式会社ジェイコムイースト</u>)	(略)	② 千葉テレビ、 <u>ジェイコムイースト</u> への放送要請	(略)	地 -3-25	■報道機関への対応方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>② 千葉テレビ、<u>ジェイコム千葉</u>への放送要請</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 【資料編】 ・資料2-36 災害時における放送等に関する協定書 (<u>株式会社ジェイコム千葉</u>)	(略)	② 千葉テレビ、 <u>ジェイコム千葉</u> への放送要請	(略)	社名変更																										
(略)																																					
② 千葉テレビ、 <u>ジェイコムイースト</u> への放送要請																																					
(略)																																					
(略)																																					
② 千葉テレビ、 <u>ジェイコム千葉</u> への放送要請																																					
(略)																																					
63	地 -3-25	2 被災者相談・広聴活動 災害相談窓口で扱う事項は、次のとおり <u>である。</u>	地 -3-25	2 被災者相談・広聴活動 災害相談窓口で扱う事項は、次のとおり <u>とする。</u>	文言修正																																

No	頁	旧	頁	新	時点修正																																																																																																
64	地 -3-27 風 -3-32	<p>■緊急の場合の自衛隊連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">部隊名 (駐屯地等名)</th> <th colspan="2">連絡責任者</th> <th rowspan="2">電話番号 ()は時間外</th> <th rowspan="2">県防災 行政無線</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>時間内 (8:30~17:00)</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)</td> <td>第3科 防衛班長</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>習志野 047-466-2141 内線 218</td> <td>632-721</td> <td>窓口</td> </tr> <tr> <td>需品学校 (松戸)</td> <td>企画副団長 (業務連絡限付)</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>松戸 047-387-2171 内線 202~ 204, 231</td> <td>636-721 636-723当</td> <td>最寄</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内</td> <td>海上自衛隊 教育航空集団 司令部 (下総)</td> <td>運用主任幕僚</td> <td>団 当直幕僚</td> <td>柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)</td> <td>635-723</td> <td>最寄</td> </tr> <tr> <td>下総教育航空群 (下総)</td> <td>司令部 運用幕僚</td> <td>群 当直士官</td> <td>柏 04-7191-2321 内線 2213(2222)</td> <td>635-721</td> <td>最寄</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■連絡先メールアドレス (通常及び災害時における連絡用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>メールアドレス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>smatg-n3@inet.msdf.go.jp</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部隊名 (駐屯地等名)	連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災 行政無線	備考	時間内 (8:30~17:00)	時間外	県	陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218	632-721	窓口	需品学校 (松戸)	企画副団長 (業務連絡限付)	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202~ 204, 231	636-721 636-723当	最寄	内	海上自衛隊 教育航空集団 司令部 (下総)	運用主任幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723	最寄	下総教育航空群 (下総)	司令部 運用幕僚	群 当直士官	柏 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721	最寄	(略)							区分	メールアドレス	陸上自衛隊	plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp	海上自衛隊	smatg-n3@inet.msdf.go.jp	地 -3-27 風 -3-32	<p>■緊急の場合の自衛隊連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">部隊名 (駐屯地等名)</th> <th colspan="2">連絡責任者</th> <th rowspan="2">電話番号 ()は時間外</th> <th rowspan="2">県防災 行政無線</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>時間内 (8:30~17:00)</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)</td> <td>第3科 防衛班長</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>習志野 047-466-2141 内線 218</td> <td>632-721</td> <td>窓口</td> </tr> <tr> <td>需品学校 (松戸)</td> <td>企画副団長 (防衛連絡限付)</td> <td>駐屯地 当直司令</td> <td>松戸 047-387-2171 内線 202~ 204, 231</td> <td>636-721 636-723当</td> <td>最寄</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内</td> <td>海上自衛隊 教育航空集団 司令部 (下総)</td> <td>運用主任幕僚</td> <td>団 当直幕僚</td> <td>柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)</td> <td>635-723</td> <td>最寄</td> </tr> <tr> <td>下総教育航空群 (下総)</td> <td>司令部 運用幕僚</td> <td>群 当直士官</td> <td>柏 04-7191-2321 内線 2213(2222)</td> <td>635-721</td> <td>最寄</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■連絡先メールアドレス (通常及び災害時における連絡用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>メールアドレス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 需品学校</td> <td>plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>smatg-n3@inet.msdf.go.jp</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部隊名 (駐屯地等名)	連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災 行政無線	備考	時間内 (8:30~17:00)	時間外	県	陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218	632-721	窓口	需品学校 (松戸)	企画副団長 (防衛連絡限付)	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202~ 204, 231	636-721 636-723当	最寄	内	海上自衛隊 教育航空集団 司令部 (下総)	運用主任幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723	最寄	下総教育航空群 (下総)	司令部 運用幕僚	群 当直士官	柏 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721	最寄	(略)							区分	メールアドレス	陸上自衛隊 需品学校	plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp	海上自衛隊	smatg-n3@inet.msdf.go.jp	時点修正
区分	部隊名 (駐屯地等名)	連絡責任者			電話番号 ()は時間外	県防災 行政無線				備考																																																																																											
		時間内 (8:30~17:00)	時間外																																																																																																		
県	陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218	632-721	窓口																																																																																															
	需品学校 (松戸)	企画副団長 (業務連絡限付)	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202~ 204, 231	636-721 636-723当	最寄																																																																																															
内	海上自衛隊 教育航空集団 司令部 (下総)	運用主任幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723	最寄																																																																																															
	下総教育航空群 (下総)	司令部 運用幕僚	群 当直士官	柏 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721	最寄																																																																																															
(略)																																																																																																					
区分	メールアドレス																																																																																																				
陸上自衛隊	plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp																																																																																																				
海上自衛隊	smatg-n3@inet.msdf.go.jp																																																																																																				
区分	部隊名 (駐屯地等名)	連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災 行政無線	備考																																																																																															
		時間内 (8:30~17:00)	時間外																																																																																																		
県	陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218	632-721	窓口																																																																																															
	需品学校 (松戸)	企画副団長 (防衛連絡限付)	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202~ 204, 231	636-721 636-723当	最寄																																																																																															
内	海上自衛隊 教育航空集団 司令部 (下総)	運用主任幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723	最寄																																																																																															
	下総教育航空群 (下総)	司令部 運用幕僚	群 当直士官	柏 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721	最寄																																																																																															
(略)																																																																																																					
区分	メールアドレス																																																																																																				
陸上自衛隊 需品学校	plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp																																																																																																				
海上自衛隊	smatg-n3@inet.msdf.go.jp																																																																																																				
65	地 -3-30 風 -3-35	<p>■ヘリコプター発着場の必要地積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>搭乗 可能 人数</th> <th>必要地積 (最小)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OH-6 J</td> <td>3人</td> <td>約 30m×30m</td> </tr> <tr> <td>UH-1 H</td> <td>7人</td> <td>約 36m×36m</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機種	搭乗 可能 人数	必要地積 (最小)	OH-6 J	3人	約 30m×30m	UH-1 H	7人	約 36m×36m	(略)			地 -3-30 風 -3-35	<p>■ヘリコプター発着場の必要地積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>搭乗 可能 人数</th> <th>必要地積 (最小)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OH-6 D</td> <td>3人</td> <td>約 30m×30m</td> </tr> <tr> <td>UH-1 J</td> <td>7人</td> <td>約 36m×36m</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機種	搭乗 可能 人数	必要地積 (最小)	OH-6 D	3人	約 30m×30m	UH-1 J	7人	約 36m×36m	(略)			時点修正																																																																								
機種	搭乗 可能 人数	必要地積 (最小)																																																																																																			
OH-6 J	3人	約 30m×30m																																																																																																			
UH-1 H	7人	約 36m×36m																																																																																																			
(略)																																																																																																					
機種	搭乗 可能 人数	必要地積 (最小)																																																																																																			
OH-6 D	3人	約 30m×30m																																																																																																			
UH-1 J	7人	約 36m×36m																																																																																																			
(略)																																																																																																					
66	地 -3-30 風 -3-35	<p>(1) 国に対する要請 本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めらる。</p>	地 -3-30 風 -3-35	<p>(1) 国に対する要請 本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めらる。それでも十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援を要請する。</p>	文言追加																																																																																																

No	頁	旧	頁	新																									
67	地 -3-30 風 -3-35	(2) 県に対する要請 本部長は、知事に対し、応援の要請又は職員派遣・あっせんの要請を行う。	地 -3-30 風 -3-35	(2) 県に対する要請 本部長は、知事に対し、応援の要請又は職員派遣・あっせんの要請を行う。 <u>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため市は、情報連絡員の受入れ、連携、情報連絡体制を強化する。</u> <u>また、県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うため、市は円滑な受入れを行う。</u>	文言追記 (リエゾン 関連)																								
68	地 -3-31	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 ■県への応援要請手続き <table border="1"> <tr> <td>要請先</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>応援の要求</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>職員派遣・あっせん要請</td> <td>(略)</td> <td>派遣：災害対策基本法 <u>第29条第2項</u> (略)</td> </tr> </table>	要請先	(略)		連絡方法	(略)		応援の要求	(略)		職員派遣・あっせん要請	(略)	派遣：災害対策基本法 <u>第29条第2項</u> (略)	地 -3-31	■県への応援要請手続き <table border="1"> <tr> <td>要請先</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>応援の要求</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>職員派遣・あっせん要請</td> <td>(略)</td> <td>派遣：災害対策基本法 <u>第68条</u> (略)</td> </tr> </table>	要請先	(略)		連絡方法	(略)		応援の要求	(略)		職員派遣・あっせん要請	(略)	派遣：災害対策基本法 <u>第68条</u> (略)	条項修正
要請先	(略)																												
連絡方法	(略)																												
応援の要求	(略)																												
職員派遣・あっせん要請	(略)	派遣：災害対策基本法 <u>第29条第2項</u> (略)																											
要請先	(略)																												
連絡方法	(略)																												
応援の要求	(略)																												
職員派遣・あっせん要請	(略)	派遣：災害対策基本法 <u>第68条</u> (略)																											

No	頁	旧	頁	新																																																					
69	地 -3-33 風 -3-38	<p>7 広域避難者の受入れ・支援</p> <p>(1) 広域避難者の受入れ 市は、他市町村において災害が発生し、他市町村からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の市町村からの避難者を受け入れる。</p> <p>(3) 住宅等の滞在施設の提供 広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。</p> <p>(4) 全国避難者情報システムへの登録依頼 広域避難者の所在地等の情報把握のため、受入れた広域避難者に対して、全国避難者情報システムの登録依頼を行う。 避難者個人から所在地情報等の提供があった場合、市は全国避難者情報システムへ登録を行い、県を通じて避難者情報を避難元の県や市町村へ提供する。</p>	地 -3-33 風 -3-38	<p>7 広域避難者の協議・受入れ・支援 災害発生のおそれがあり、市民等を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合には、災害対策基本法に基づき、自治体間で広域避難の協議を行う。</p> <p>(1) 同一都道府県内の市町村への避難（法第61条の4） 市長は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難指示を発令した場合におけるその立退き先を、市内の指定緊急避難場所等とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、居住者等の受入れについて、県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。 協議を受けた市町村長は、居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。</p> <p>(2) 緊急時以外における他の都道府県の市町村への避難（法第61条の5） 市長は、要避難者を一定期間県外の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、知事に対し、当該他の都道府県の知事と要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。 協議を受けた都道府県知事は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。 協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。</p> <p>(3) 緊急時の他の都道府県の市町村への避難（法第61条の6） 市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、県外の市町村の市町村長に協議することができる。 協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。</p> <p>(4) 住宅等の滞在施設の提供 広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。</p> <p>(5) 全国避難者情報システムへの登録依頼 広域避難者の所在地等の情報把握のため、受入れた広域避難者に対して、全国避難者情報システムの登録依頼を行う。 避難者個人から所在地情報等の提供があった場合、市は全国避難者情報システムへ登録を行い、県を通じて避難者情報を避難元の県や市町村へ提供する。</p>	<p>災対法61条の4、5、6 新規による</p>																																																				
70	地 -3-38	<p>第3章 災害応急対策計画 第5節 第5節 救出・救急・消防 ■重要水防箇所（市内）【地震時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">箇所</th> <th rowspan="2">延長</th> <th rowspan="2">重要な理由</th> <th rowspan="2">想定される水防工法・対策</th> <th rowspan="2">事務所</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>真間川改修事務所</td> </tr> </tbody> </table>	河川	重要度		箇所	延長	重要な理由	想定される水防工法・対策	事務所	種別	階級	(略)								(略)							真間川改修事務所	地 -3-39	<p>■重要水防箇所（市内）【地震時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">箇所</th> <th rowspan="2">延長</th> <th rowspan="2">重要な理由</th> <th rowspan="2">想定される水防工法・対策</th> <th rowspan="2">事務所</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>葛南土木事務所</td> </tr> </tbody> </table>	河川	重要度		箇所	延長	重要な理由	想定される水防工法・対策	事務所	種別	階級	(略)								(略)							葛南土木事務所	組織変更
河川	重要度			箇所	延長						重要な理由	想定される水防工法・対策	事務所																																												
	種別	階級																																																							
(略)																																																									
(略)							真間川改修事務所																																																		
河川	重要度		箇所	延長	重要な理由	想定される水防工法・対策	事務所																																																		
	種別	階級																																																							
(略)																																																									
(略)							葛南土木事務所																																																		

No	頁	旧	頁	新																			
71	地 -3-41 風 -3-46	(1) 医薬品・医療資機材等の確保 衛生医療班は、 <u>船橋薬剤師会</u> 、薬品業者から医薬品、医療資機材等を確保する。不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、鎌ヶ谷総合病院が保有する医薬品、医療用資機材を使用する。 入手が困難なときは、千葉県災害医療本部、 <u>習志野健康福祉センター（保健所）</u> 、 <u>医薬品業者</u> 、他医療機関等に要請する。	地 -3-41 風 -3-47	(1) 医薬品・医療資機材等の確保 衛生医療班は、薬品業者等から医薬品、医療資機材等を確保する。不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、鎌ヶ谷総合病院が保有する医薬品、医療用資機材を使用する。 入手が困難なときは、千葉県災害医療本部、 <u>習志野保健所（習志野健康福祉センター）</u> 、他医療機関等に要請する。	文言修正																		
72	地 -3-41 風 -3-48	第3章 災害応急対策計画 第6節 応急医療救護 ■後方医療施設 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">市内病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害拠点病院</td> <td>基幹災害医療センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域災害医療センター</td> <td>東葛南部 (略)</td> </tr> <tr> <td>東葛北部 <u>国保松戸市立病院</u>、(略)</td> </tr> </table>	市内病院		(略)	災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)	地域災害医療センター	東葛南部 (略)	東葛北部 <u>国保松戸市立病院</u> 、(略)	地 -3-42 風 -3-48	■後方医療施設 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">市内病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害拠点病院</td> <td>基幹災害医療センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域災害医療センター</td> <td>東葛南部 <u>東京ベイ・浦安市川医療センター</u>、 <u>千葉県済生会習志野病院</u></td> </tr> <tr> <td>東葛北部 <u>松戸市立総合医療センター</u>、 <u>東京慈恵会医科大学附属柏病院</u>、 <u>千葉西総合病院</u></td> </tr> </table>	市内病院		(略)	災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)	地域災害医療センター	東葛南部 <u>東京ベイ・浦安市川医療センター</u> 、 <u>千葉県済生会習志野病院</u>	東葛北部 <u>松戸市立総合医療センター</u> 、 <u>東京慈恵会医科大学附属柏病院</u> 、 <u>千葉西総合病院</u>	名称変更
市内病院		(略)																					
災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)																					
	地域災害医療センター	東葛南部 (略)																					
		東葛北部 <u>国保松戸市立病院</u> 、(略)																					
市内病院		(略)																					
災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)																					
	地域災害医療センター	東葛南部 <u>東京ベイ・浦安市川医療センター</u> 、 <u>千葉県済生会習志野病院</u>																					
		東葛北部 <u>松戸市立総合医療センター</u> 、 <u>東京慈恵会医科大学附属柏病院</u> 、 <u>千葉西総合病院</u>																					
73	地 -3-42 風 -3-49	・資料2-38 災害時の医療救護活動に関する協定書(社団医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院 (現: <u>社会医療法人社団木下会</u> 鎌ヶ谷総合病院))	地 -3-43 風 -3-49	・資料2-33 災害時の医療救護活動に関する協定書(社団医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院 (現: <u>医療法人徳州会</u> 鎌ヶ谷総合病院)) *) 以下全て同様とする。	時点修正																		
74	地 -3-42 風 -3-48	<u>1 避難所での医療活動</u> <u>(1) 避難所救護センターの設置</u> 衛生医療班は、避難所生活が長期化するときは、県と連携して、避難所内に救護センターを設置する。 <u>(2) 巡回医療の実施</u> 衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部等に巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。 <u>また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。</u>	地 -3-43 風 -3-49	削除 <u>1 医療救護活動の実施</u> 衛生医療班は、被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、必要に応じて、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部等に活動の要請を行い、応急救護所等において、医療救護活動を行う。	文言修正																		

No	頁	旧	頁	新																	
77	地 -3-44	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 ■避難勧告・避難指示（緊急）を発令する場合のめやす <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき (略)</div> ■避難勧告・避難指示（緊急）の発令権者及び内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発令権者</th> <th style="width: 50%;">勧告・指示を行う要件</th> <th style="width: 30%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (市長)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (3) 避難勧告等の伝達 事務局は、関係各班に 避難勧告 等を伝達する。各班は次の方法で、 避難勧告 等を住民等に伝達する。	発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令	本部長 (市長)	(略)	(略)	地 -3-45	高年齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する場合のめやす <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき (略)</div> ■高年齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令権者及び内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発令権者</th> <th style="width: 50%;">指示を行う要件</th> <th style="width: 30%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (市長)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (4) 避難指示等の伝達 事務局は、関係各班に 避難指示 等を伝達する。各班は次の方法で、 避難指示 等を住民等に伝達する。	発令権者	指示を行う要件	根拠法令	本部長 (市長)	(略)	(略)	災対法60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化				
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令																			
本部長 (市長)	(略)	(略)																			
発令権者	指示を行う要件	根拠法令																			
本部長 (市長)	(略)	(略)																			
78	地 -3-45	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 ■避難勧告等の方法及び伝達事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">担当 ・ 方 法</td> <td style="width: 80%;">秘書広報班 広報車、市ホームページ、ツイッター 事務局 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防班 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各施設管理者 (略)</td> </tr> <tr> <td>伝 達 事 項</td> <td>(略) ④ 避難勧告等の発令理由 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	担当 ・ 方 法	秘書広報班 広報車、市ホームページ、 ツイッター 事務局 (略)		消防班 (略)		各施設管理者 (略)	伝 達 事 項	(略) ④ 避難勧告 等の発令理由 (略)	地 -3-46	■避難指示等の方法及び伝達事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">担 当 ・ 方 法</td> <td style="width: 80%;">秘書広報班 広報車、市ホームページ、SNS 事務局 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防班 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各施設管理者 (略)</td> </tr> <tr> <td>伝 達 事 項</td> <td>(略) ④ 避難指示等の発令理由 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 ・ 方 法	秘書広報班 広報車、市ホームページ、 SNS 事務局 (略)		消防班 (略)		各施設管理者 (略)	伝 達 事 項	(略) ④ 避難指示 等の発令理由 (略)	災対法60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化 文言修正
担当 ・ 方 法	秘書広報班 広報車、市ホームページ、 ツイッター 事務局 (略)																				
	消防班 (略)																				
	各施設管理者 (略)																				
伝 達 事 項	(略) ④ 避難勧告 等の発令理由 (略)																				
担 当 ・ 方 法	秘書広報班 広報車、市ホームページ、 SNS 事務局 (略)																				
	消防班 (略)																				
	各施設管理者 (略)																				
伝 達 事 項	(略) ④ 避難指示 等の発令理由 (略)																				
79	地 -3-45	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 (4) 県への報告 事務局は、 避難勧告 等が発令された場合は、県にその旨を報告する。 (5) 関係機関への連絡 事務局は、 避難勧告 等が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。 (6) 解除 本部長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、 避難勧告 等を解除する。	地 -3-46	(5) 県への報告 事務局は、 避難指示 等が発令された場合は、県にその旨を報告する。 (6) 関係機関への連絡 事務局は、 避難指示 等が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。 (7) 解除 本部長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、 避難指示 等を解除する。	災対法60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化																

No	頁	旧	頁	新	
80	地 -3-46	(3) 要配慮者の誘導 (略)	地 -3-47	(3) 要配慮者の誘導 (略) 【資料編】 資料-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人千葉県タクシー協会千葉支部）	新規協定
81	地 -3-46	(1) 避難所の開設 事務局は、(略) 避難所 1 班～5 班が、開設する避難所に職員を派遣し開設する。	地 -3-47	(1) 避難所の開設 事務局は、(略) 避難所 1 班～4 班が、開設する避難所に職員を派遣し開設する。	組織変更
82	地 -3-47	2 避難者の受入れ 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受入れを行う。 (1) 避難所運営組織 (略) 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。	地 -3-48	2 避難者の受入れ 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受入れを行う。 (1) 避難所運営組織 (略) 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。	組織変更
83	地 -3-48	(1) 避難者の把握 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略) (3) ボランティアへの協力要請 (略) 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略) (4) 避難所事務所の開設 避難所 1 班～5 班は、避難所内に避難所事務 (略) (5) 避難所運営記録の作成 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略) 2 食料・物資の供給 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略) 3 避難設備の整備 (略) 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略)	地 -3-49	(1) 避難者の把握 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略) (3) ボランティアへの協力要請 (略) 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略) (4) 避難所事務所の開設 避難所 1 班～4 班は、避難所内に避難所事務 (略) (5) 避難所運営記録の作成 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略) 2 食料・物資の供給 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略) 3 避難設備の整備 (略) 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略)	組織変更
84	地 -3-49	4 要配慮者への配慮 (1) 避難所での配慮 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略)	地 -3-50	4 要配慮者への配慮 (1) 避難所での配慮 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、(略)	組織変更

No	頁	旧	頁	新	
85	地 -3-49	(2) 福祉避難所の開設 (略)	地 -3-50	(2) 福祉避難所の開設 (略) 【資料】 ・資料-2-69 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人南台五光福祉協会） ・資料-2-66 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人創誠会） ・資料-2-61 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人長寿の里） ・資料-2-60 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人高嶺福祉会） ・資料-2-59 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人弘成会） ・資料-2-57 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人あわの会） ・資料-2-58 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人慶美会）	新規協定
86	地 -3-49	5 女性や子どもへの配慮 市民生活3班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、(略)	地 -3-50	5 女性や子どもへの配慮 市民生活3班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、(略)	組織変更
87	地 -3-50	6 避難所の警備 避難所1班～5班は、鎌ヶ谷警察署、避難所自主運営組織と連携して、(略) 7 中・長期にわたる避難所生活への対応 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、衛生医療班は、(略)	地 -3-51	6 避難所の警備 避難所1班～4班は、鎌ヶ谷警察署、避難所自主運営組織と連携して、(略) 7 中・長期にわたる避難所生活への対応 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班は、(略) (略) 【資料編】 資料2-64 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定（千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部）	組織変更 新規協定
88	地 -3-50	8 ペット対策 (略)	地 -3-51	8 ペット対策 (略) 【資料編】 資料-2-68 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書（株式会社ケーヨー）	新規協定

No	頁	旧	頁	新																	
89	地 -3-51 風 -3-57	1 避難所外にいる市内避難者、車中泊避難者への対応 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者の発生が予想される。そのため、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者（安否、場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努め、必要な支援を行う。	地 -3-52 風 -3-58	1 避難所外にいる市内避難者、車中泊避難者への対応 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者の発生が予想される。そのため、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者（安否、場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努め、必要な支援を行う。 特に、避難所外避難者のうち、自力で食料を受け取りに行けない人、専門支援が必要な人などの把握・支援方法について、関係部署、自治会・自主防災組織、福祉事業所、ボランティア団体などと連携し協議して必要な支援を行う。	文言修正																
90	地 -3-52 風 -3-59	<table border="1"> <tr> <td>第2 食料の供給</td> <td>責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省政策統括官</td> </tr> <tr> <td>第3 物資の供給</td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班</td> </tr> </table>	第2 食料の供給	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省 政策統括官	第3 物資の供給	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班	地 -3-53 風 -3-60	<table border="1"> <tr> <td>第2 食料の供給</td> <td>責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省農産局長</td> </tr> <tr> <td>第3 物資の供給</td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班</td> </tr> </table>	第2 食料の供給	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省 農産局長	第3 物資の供給	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班	組織変更								
第2 食料の供給	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省 政策統括官																				
第3 物資の供給	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班																				
第2 食料の供給	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省 農産局長																				
第3 物資の供給	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班																				
91	地 -3-53 風 -3-60	<p>■給水活動の準備事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水拠点の設定</th> <th>避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動計画作成</td> <td>給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等</td> </tr> <tr> <td>応援要請</td> <td>自衛隊、他水道事業者</td> </tr> <tr> <td>給水資機材の確保</td> <td>① 水槽積載車は、自衛隊、他水道事業者から調達 ② 備蓄品（不足するときは業者から確保）</td> </tr> </tbody> </table>	給水拠点の設定	避難所	活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等	応援要請	自衛隊、他水道事業者	給水資機材の確保	① 水槽積載車は、自衛隊、他水道事業者から 調達 ② 備蓄品（不足するときは業者から確保）	地 -3-54 風 -3-61	<p>■給水活動の準備事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水拠点の設定</th> <th>避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動計画作成</td> <td>給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等</td> </tr> <tr> <td>応援要請</td> <td>自衛隊、他水道事業者</td> </tr> <tr> <td>給水資機材の確保</td> <td>① 給水車は、自衛隊、他水道事業者からの支援受けによる ② 備蓄品（不足するときは業者から確保）</td> </tr> </tbody> </table>	給水拠点の設定	避難所	活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等	応援要請	自衛隊、他水道事業者	給水資機材の確保	① 給水車 は、自衛隊、他水道事業者からの 支援受けによる ② 備蓄品（不足するときは業者から確保）	文言修正
給水拠点の設定	避難所																				
活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等																				
応援要請	自衛隊、他水道事業者																				
給水資機材の確保	① 水槽積載車は、自衛隊、他水道事業者から 調達 ② 備蓄品（不足するときは業者から確保）																				
給水拠点の設定	避難所																				
活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等																				
応援要請	自衛隊、他水道事業者																				
給水資機材の確保	① 給水車 は、自衛隊、他水道事業者からの 支援受けによる ② 備蓄品（不足するときは業者から確保）																				
92	地 -3-54	<p>第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援</p> <p>■食料供給の対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>① 避難勧告等に基づき避難所に避難された人 (略)</td> </tr> </table> <p>需要の把握</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所1班～5班、 避難所支援1班・2班 (略)</td> <td>避難所等の被災者 (略)</td> </tr> </table>	① 避難勧告 等に基づき避難所に避難された人 (略)	避難所1班～5班、 避難所支援1班・2班 (略)	避難所等の被災者 (略)	地 -3-55	<p>■食料供給の対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>① 避難指示等に基づき避難所に避難された人 (略)</td> </tr> </table> <p>需要の把握</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所1班～4班、 避難所支援1班・2班 (略)</td> <td>避難所等の被災者 (略)</td> </tr> </table>	① 避難指示 等に基づき避難所に避難された人 (略)	避難所1班～4班、 避難所支援1班・2班 (略)	避難所等の被災者 (略)	同上										
① 避難勧告 等に基づき避難所に避難された人 (略)																					
避難所1班～5班、 避難所支援1班・2班 (略)	避難所等の被災者 (略)																				
① 避難指示 等に基づき避難所に避難された人 (略)																					
避難所1班～4班、 避難所支援1班・2班 (略)	避難所等の被災者 (略)																				

No	頁	旧	頁	新	
93	地 -3-55	<p>本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、政策統括官と売買契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省政策統括官に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。</p>	地 -3-56	<p>本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、農産局長と売買契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省農産局長に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。</p>	時点修正
94	地 -3-55	<pre> graph TD A[り災者] -- ⑧支給 --> B[鎌ケ谷市] B -- ①要請 --> C[災害対策本部] C -- ②連絡 --> D[農林水産部] D -- ③連絡 --> E[農林水産省政策統括官] E -- ④災害救助用米穀の引渡要請書提出(別紙2) --> D E -- ⑤売買契約(様式4-23) --> F[受託事業者] F -- ⑦引き渡し(知事又は知事が指定する引取人) --> B F -- ⑥引渡指示 --> G[農林水産省政策統括官] </pre>	地 -3-56	<pre> graph TD A[り災者] -- ⑧支給 --> B[鎌ケ谷市] B -- ①要請 --> C[災害対策本部] C -- ②連絡 --> D[農林水産部] D -- ③連絡 --> E[農林水産省農産局長] E -- ④災害救助用米穀の引渡要請書提出(別紙2) --> D E -- ⑤売買契約(様式4-23) --> F[受託事業者] F -- ⑦引き渡し(知事又は知事が指定する引取人) --> B F -- ⑥引渡指示 --> G[農林水産省農産局長] </pre>	時点修正
95	地 -3-55	<p>市町村が直接、農林水産省政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。</p>	地 -3-56	<p>市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。</p>	時点修正
96	地 -3-55	<pre> graph TD A[り災者] -- ⑧支給 --> B[鎌ケ谷市] B -- ②報告 --> C[農林水産部] B -- ①直接要請 --> D[農林水産省政策統括官] D -- ③連絡 --> C C -- ④災害救助用米穀の引渡要請書提出(別紙2) --> D D -- ⑤売買契約(様式4-23) --> E[受託事業者] E -- ⑦引き渡し(知事又は知事が指定する引取人) --> B E -- ⑥引渡指示 --> D </pre>	地 -3-56	<pre> graph TD A[り災者] -- ⑧支給 --> B[鎌ケ谷市] B -- ②報告 --> C[農林水産部] B -- ①直接要請 --> D[農林水産省農産局長] D -- ③連絡 --> C C -- ④災害救助用米穀の引渡要請書提出(別紙2) --> D D -- ⑤売買契約(様式4-23) --> E[受託事業者] E -- ⑦引き渡し(知事又は知事が指定する引取人) --> B E -- ⑥引渡指示 --> D </pre>	時点修正

No	頁	旧	頁	新									
97	地 -3-56	<p>(2) 食料の分配 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。</p> <p>【資料編】 (略)</p>	地 -3-57	<p>(2) 食料の分配 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。</p> <p>【資料編】 (略)</p> <p>・資料2-55 災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書(株式会社学校給食サービス)</p> <p>・資料-2-63 災害時における物資の供給協力に関する協定(株式会社マツトキヨ)</p> <p>・資料-2-62 災害時における物資の供給協力に関する協定(株式会社くすりの福太郎)</p> <p>・資料-2-77 災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トヨカ堂)</p> <p>(略)</p>	組織変更 新規協定								
98	地 -3-57	<p>(3) 物資の分配 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。</p>	地 -3-58	<p>(3) 物資の分配 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。</p>	組織変更								
99	地 -3-61 風 -3-67	<p>④ この届け出に関する事務手続きは、知事においては、県防災危機管理部危機管理課長又は東葛飾地域振興事務所地域振興課長に、また、公安委員会においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長に行う。</p>	地 -3-62 風 -3-68	<p>③ この届け出に関する事務手続きは、知事においては、県防災危機管理部危機管理課長又は東葛飾地域振興事務所地域防災課長に、また、公安委員会においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長に行う。</p>	組織変更								
100	地 -3-63	<p>(2) 緊急輸送の手配 (略)</p>	地 -3-64	<p>(2) 緊急輸送の手配 (略)</p> <p>【資料編】 資料-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書(一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部)</p>	新規協定								
101	地 -3-69	<p>(1) 対象者 応急仮設住宅の対象者は、災害時に市に居住していることが明らかであり、次の全ての条件に該当する者である。</p>	地 -3-70	<p>(1) 対象者 応急仮設住宅の対象者は、災害時に市に居住していることが明らかであり、次の全ての条件に該当する者とする。</p>	文言修正								
102	地 -3-72	<table border="1"> <tr> <td>第1 防疫活動</td> <td>責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～5班 関係機関：習志野健康福祉センター(保健所)、 県水道局船橋水道事務所、鎌ヶ谷市医師会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1 防疫活動	責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～5班 関係機関：習志野健康福祉センター(保健所)、 県水道局船橋水道事務所、鎌ヶ谷市医師会	(略)	(略)	地 -3-73	<table border="1"> <tr> <td>第1 防疫活動</td> <td>責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～4班 関係機関：習志野保健所(習志野健康福祉センター)、 県企業局船橋水道事務所、鎌ヶ谷市医師会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1 防疫活動	責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～4班 関係機関：習志野保健所(習志野健康福祉センター)、 県企業局船橋水道事務所、鎌ヶ谷市医師会	(略)	(略)	組織変更
第1 防疫活動	責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～5班 関係機関：習志野健康福祉センター(保健所)、 県水道局船橋水道事務所、鎌ヶ谷市医師会												
(略)	(略)												
第1 防疫活動	責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～4班 関係機関：習志野保健所(習志野健康福祉センター)、 県企業局船橋水道事務所、鎌ヶ谷市医師会												
(略)	(略)												

No	頁	旧	頁	新	
103	地 -3-73 風 -3-79	(2) 防疫用資機材・医薬品の調達 防疫用資機材・薬剤は、原則として <u>船橋薬剤師会</u> から調達する。不足する場合は、 <u>習志野健康福祉センター（保健所）</u> を経由して県に要請し供給を受ける。 <u>なお、供給された資機材及び医薬品の搬送は、習志野健康福祉センター（保健所）から依頼を受けた薬剤師会が行う。</u>	地 -3-74 風 -3-80	(2) 防疫用資機材・医薬品の調達 防疫用資機材・薬剤は、原則として <u>一般社団法人千葉県ペストコントロール協会</u> から調達する。不足する場合は、 <u>習志野保健所（習志野健康福祉センター）</u> を経由して県に要請し供給を受ける。	新規協定による調達先変更
104	地 -3-73	(5) 報告 (略)	地 -3-74	(5) 報告 (略) 【資料編】 ・資料2-78 災害時における感染症対策等に関する協定書（一般社団法人千葉県ペストコントロール協会）	新規協定
105	地 -3-73 風 -3-79	(5) 報告 患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時習志野健康福祉センター（保健所）に報告する。 2 検病調査・健康診断 衛生医療班は、習志野健康福祉センター（保健所）が実施する検病調査・健康診断に協力し、鎌ヶ谷市医師会に健康診断等の実施を要請する。 検病調査・健康診断は、救護所にて実施する。感染症等の発生のおそれのあるときは、予防接種を実施する。 3 避難所における衛生管理 (略) 4 保健活動 (略) 5 飲料水の安全確保 (略)	地 -3-74 風 -3-80	(5) 報告 患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時 <u>習志野保健所（習志野健康福祉センター）</u> に報告する。 <u>避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。</u> 削除 2 避難所における衛生管理 (略) 3 保健活動 (略) 4 飲料水の安全確保 (略)	文言修正
106	地 -3-74 風 -3-80	3 避難所における衛生管理 避難所1班～5班は、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。	地 -3-74 風 -3-81	3 避難所における衛生管理 避難所1班～4班は、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。	組織変更
107	地 -3-74 風 -3-80	5 飲料水の安全確保 衛生医療班は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、 <u>習志野健康福祉センター（保健所）</u> 、県企業局船橋水道事務所、 <u>船橋薬剤師会</u> と協力し、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施し、安全を確保する。 また、被災者に対して適切な広報及び指導を行う。	地 -3-75 風 -3-81	5 飲料水の安全確保 衛生医療班は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、 <u>習志野保健所（習志野健康福祉センター）</u> 、県企業局船橋水道事務所等と協力し、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施し、安全を確保する。 また、被災者に対して適切な広報及び指導を行う。	文言修正
108	地 -3-74 風 -3-81	2 し尿の処理 清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、仮設トイレ等の <u>し尿の収集・処理計画を作成し</u> 、廃棄物業者等に協力を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、 <u>県資源循環推進課</u> に連絡し、他市町村あるいは県、民間業者等の応援を要請する。	地 -3-75 風 -3-81	2 し尿の処理 清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、仮設トイレ等の <u>災害廃棄物処理計画に基づき</u> 、廃棄物業者等に協力を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、 <u>県循環型社会推進課</u> に連絡し、他市町村あるいは県、民間業者等の応援を要請する。	文言修正

No	頁	旧	頁	新													
109	地 -3-75 風 -3-81	<p>(1) 収集・処理の実施 清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、<u>ごみの収集・処理計画</u>を作成し、委託業者に協力を要請する。 また、道路の被災、避難所の開設状況等を勘案し<u>収集場所を選定する。</u></p> <p>(2) 収集の広報 清掃班は、<u>収集・処理計画に基づき</u>、災害広報紙等でごみ収集広報やごみ捨てのルールを守るよう協力を呼びかける。</p> <p>(3) 仮置き場の確保 清掃班は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災による機能が低下したときは、仮置き場を<u>確保する。仮置き場は災害規模にもよるが、周辺環境に配慮した場所とする。</u> (略)</p> <p>2 災害廃棄物の処理 清掃班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に一般廃棄物最終処分場等仮置き場に運搬し、<u>県の処理方針</u>によって適切な方法で処理する。 <u>また、アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>全壊（流失）1戸につき</td> <td>1.0 t</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0.5 t</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>0.2 t</td> </tr> </table>	全壊（流失）1戸につき	1.0 t	半壊	0.5 t	床上浸水	0.2 t	地 -3-76 風 -3-81	<p>(1) 収集・処理の実施 清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、<u>災害廃棄物処理実行計画に基づき</u>、委託業者に協力を要請する。 また、道路の被災、避難所の開設状況等を勘案し<u>集積所及び仮置き場を設置する。</u></p> <p>(2) 収集の広報 清掃班は、<u>災害廃棄物処理計画に基づき</u>、災害広報紙等でごみ収集広報やごみ捨てのルールを守るよう協力を呼びかける。</p> <p>(3) 仮置き場の確保 清掃班は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災による機能が低下したときは、仮置き場を<u>設置</u>する。 (略)</p> <p>2 災害廃棄物の処理 清掃班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に一般廃棄物最終処分場等仮置き場に運搬し、<u>県の処理方針及び災害廃棄物処理計画</u>によって適切な方法で処理する。</p> <p>表削除</p>	文言修正						
全壊（流失）1戸につき	1.0 t																
半壊	0.5 t																
床上浸水	0.2 t																
110	地 -3-77	<p>2 逸走動物への対応 (略)</p>	地 -3-77	<p>2 逸走動物への対応 (略)</p> <p><u>【資料編】</u> <u>資料-2-48 災害時における動物救護活動に関する協定書（千葉県獣医師会京葉地域獣医師会）</u></p>	新規協定												
111	地 -3-78	<p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋火葬</td> <td>責任者：<u>市民部長</u>、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、健康福祉1班</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第3 遺体の埋火葬	責任者： <u>市民部長</u> 、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、健康福祉1班	地 -3-79	<p>◆所管課</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋火葬</td> <td>責任者：<u>市民生活部長</u>、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、健康福祉1班</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第3 遺体の埋火葬	責任者： <u>市民生活部長</u> 、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、健康福祉1班	文言修正
(略)	(略)																
(略)	(略)																
第3 遺体の埋火葬	責任者： <u>市民部長</u> 、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、健康福祉1班																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
第3 遺体の埋火葬	責任者： <u>市民生活部長</u> 、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、健康福祉1班																

No	頁	旧	頁	新																									
112	地 -3-79	第3章 災害応急対策計画 第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理 ■遺体検案所 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>南児童センター、南部公民館、 <u>北中沢コミュニティセンター</u></td></tr> <tr><td>西部地区</td><td><u>くぬぎ山コミュニティセンター</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		南部地区	南児童センター、南部公民館、 <u>北中沢コミュニティセンター</u>	西部地区	<u>くぬぎ山コミュニティセンター</u>	(略)		(略)		(略)		地 -3-80	■遺体検案所 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>南児童センター、南部公民館、</td></tr> <tr><td>西部地区</td><td><u>北中沢コミュニティセンター</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		南部地区	南児童センター、南部公民館、	西部地区	<u>北中沢コミュニティセンター</u>	(略)		(略)		(略)		遺体検案所、安置所の再編 30.10.25 打合せ簿 より
(略)																													
南部地区	南児童センター、南部公民館、 <u>北中沢コミュニティセンター</u>																												
西部地区	<u>くぬぎ山コミュニティセンター</u>																												
(略)																													
(略)																													
(略)																													
(略)																													
南部地区	南児童センター、南部公民館、																												
西部地区	<u>北中沢コミュニティセンター</u>																												
(略)																													
(略)																													
(略)																													
113	地 -3-80	第3章 災害応急対策計画 第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理 ■遺体安置所 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>南児童センター、南部公民館、 <u>北中沢コミュニティセンター</u></td></tr> <tr><td>西部地区</td><td><u>くぬぎ山コミュニティセンター</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		南部地区	南児童センター、南部公民館、 <u>北中沢コミュニティセンター</u>	西部地区	<u>くぬぎ山コミュニティセンター</u>	(略)		(略)		(略)		地 -3-81	■遺体安置所 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>南児童センター、南部公民館、</td></tr> <tr><td>西部地区</td><td><u>北中沢コミュニティセンター</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		南部地区	南児童センター、南部公民館、	西部地区	<u>北中沢コミュニティセンター</u>	(略)		(略)		(略)		遺体検案所、安置所の再編 30.10.25 打合せ簿 より
(略)																													
南部地区	南児童センター、南部公民館、 <u>北中沢コミュニティセンター</u>																												
西部地区	<u>くぬぎ山コミュニティセンター</u>																												
(略)																													
(略)																													
(略)																													
(略)																													
南部地区	南児童センター、南部公民館、																												
西部地区	<u>北中沢コミュニティセンター</u>																												
(略)																													
(略)																													
(略)																													
114	地 -3-81	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>第2 交通施設等</td><td>責任者：都市建設部長、都市部長 担当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総 鉄道株式会社、東葛飾地域整備センター</td></tr> </table>	(略)	(略)	第2 交通施設等	責任者：都市建設部長、 都市部長 担当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総 鉄道株式会社、東葛飾地域整備センター	地 -3-82	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>第2 交通施設等</td><td>責任者：都市建設部長 担当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総 鉄道株式会社、東葛飾地域整備センター</td></tr> </table>	(略)	(略)	第2 交通施設等	責任者：都市建設部長 担当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総 鉄道株式会社、東葛飾地域整備センター	文言修正																
(略)	(略)																												
第2 交通施設等	責任者：都市建設部長、 都市部長 担当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総 鉄道株式会社、東葛飾地域整備センター																												
(略)	(略)																												
第2 交通施設等	責任者：都市建設部長 担当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総 鉄道株式会社、東葛飾地域整備センター																												
115	地 -3-88	【資料編】 <ul style="list-style-type: none"> 資料2-24 災害時における鎌ヶ谷郵便局、特定郵便局鎌ヶ谷部会、鎌ヶ谷市間の協力に関する覚書（鎌ヶ谷郵便局及び特定郵便局鎌ヶ谷部会（現：日本郵便株式会社鎌ヶ谷郵便局）） 資料2-25 鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社） 資料2-26 鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（京葉瓦斯株式会社船橋支社） 	地 -3-89	【資料編】 <ul style="list-style-type: none"> 資料2-75 鎌ヶ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社） 資料2-24 鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社） 資料2-25 鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（京葉瓦斯株式会社船橋支社） 	新規協定																								

No	頁	旧	頁	新													
116	地 -3-92	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 社会教育施設等の対策</td> <td>責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～5班</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第3 社会教育施設等の対策	責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～5班	地 -3-93	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 社会教育施設等の対策</td> <td>責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～4班</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第3 社会教育施設等の対策	責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～4班	組織変更
(略)	(略)																
(略)	(略)																
第3 社会教育施設等の対策	責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～5班																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
第3 社会教育施設等の対策	責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～4班																
117	地 -3-95	3 避難所開設への協力 (略) また、施設の職員等は、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班と連携して避難所の運営に協力する。	地 -3-96	3 避難所開設への協力 (略) また、施設の職員等は、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班と連携して避難所の運営に協力する。	組織変更												
118	地 -3-96	1 社会教育施設の応急措置 避難所3班～5班は、地震によって所管する施設等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。 (略) 2 文化財に対する措置 文化財に被害が発生したときには、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報し、災害の拡大防止に努める。 避難所5班は、文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、必要な応急措置を講ずる。 (略)	地 -3-97	1 社会教育施設の応急措置 避難所3班・4班は、地震によって所管する施設等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。 (略) 2 文化財に対する措置 指定・登録文化財に被害が発生したときには、その所有者、管理者は直ちに119番通報し、災害の拡大防止に努める。 避難所4班は、指定・登録文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、必要な応急措置を講ずる。 災害により、民間等所有の歴史・民俗資料等が被災した場合は、廃棄や散逸を防ぐため、迅速・的確な情報収集をはかり、関係機関と連携したうえで救出する。 (略)	文言修正												
119	地 -3-97	<table border="1"> <tr> <td>第1 要配慮者への対応</td> <td>責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班 関係機関：社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1 要配慮者への対応	責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班 関係機関：社会福祉協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	地 -3-98	<table border="1"> <tr> <td>第1 要配慮者への対応</td> <td>責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班 関係機関：社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1 要配慮者への対応	責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班 関係機関：社会福祉協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	組織変更
第1 要配慮者への対応	責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班 関係機関：社会福祉協議会																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
第1 要配慮者への対応	責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班 関係機関：社会福祉協議会																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
120	地 -3-98	(1) 避難所における援護対策 健康福祉2班、避難所支援1班・2班は、避難所において、避難所1班～5班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。	地 -3-99	(1) 避難所における援護対策 健康福祉2班、避難所支援1班・2班は、避難所において、避難所1班～4班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。	同上												

No	頁	旧	頁	新									
121	地 -3-102 風 -3-104	(2) ボランティアの管理 総務企画 1 班・2 班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等に対し、ボランティアを必要としている活動へ振り分けるよう要請する。社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターとともにボランティアを各活動に配置する。 各班は、各活動場所においてボランティアの対応を行う。	地 -3-104 風 -3-106	(2) ボランティアとの連携体制づくりの 総務企画 1 班・2 班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等に対し、ボランティアを必要としている活動へ振り分けるよう要請する。社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターとともにボランティアを各活動に配置する。 各班は、各活動場所においてボランティアの対応を行う。	文言修正								
122	地 -3-104	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 帰宅困難者等 に対する支援</td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班、健康福祉 1 班・2 班、高齢者福祉班 関係機関：防災関係機関</td> </tr> </table> <p>第 3 章 災害応急対策計画 第 1 8 節 帰宅困難者対策</p> <p>1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (略) また、呼びかけの効果を高めるため、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心 e メール、<u>ツイッター</u>等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。</p>	(略)	(略)	第 2 帰宅困難者等 に対する支援	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班、健康福祉 1 班・2 班、高齢者福祉班 関係機関：防災関係機関	地 -3-105	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 帰宅困難者等 に対する支援</td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班、健康福祉 1 班・2 班、高齢者福祉班 関係機関：防災関係機関</td> </tr> </table> <p>1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (略) また、呼びかけの効果を高めるため、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心 e メール、<u>SNS</u>等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。</p>	(略)	(略)	第 2 帰宅困難者等 に対する支援	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班、健康福祉 1 班・2 班、高齢者福祉班 関係機関：防災関係機関	組織変更 文言修正
(略)	(略)												
第 2 帰宅困難者等 に対する支援	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班、健康福祉 1 班・2 班、高齢者福祉班 関係機関：防災関係機関												
(略)	(略)												
第 2 帰宅困難者等 に対する支援	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班、健康福祉 1 班・2 班、高齢者福祉班 関係機関：防災関係機関												
123	地 -3-105	第 3 章 災害応急対策計画 第 1 8 節 帰宅困難者対策 (2) 一時滞在施設の運営 避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。 (略)	地 -3-106	(2) 一時滞在施設の運営 避難所 1 班～4 班、避難所支援 1 班・2 班は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。 (略)	文言修正								
124	地 -3-106	第 3 章 災害応急対策計画 第 1 8 節 帰宅困難者対策 (2) 徒歩帰宅支援 (略) また、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心 e メール、 <u>ツイッター</u> 等を活用した情報提供についても検討・実施する。 5 要配慮者等の視点からの対策 帰宅困難者対策においても、特に要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 特に駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮する。	地 -3-107	(2) 徒歩帰宅支援 (略) また、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心 e メール、 <u>SNS</u> 等を活用した情報提供についても検討・実施する。 5 要配慮者等の視点からの対策 帰宅困難者対策においても、特に要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 特に駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮する。 <u>また、女性や子供を狙った犯罪を防ぐための防犯啓発・パトロールを実施する。</u>	文言修正								

No	頁	旧	頁	新																																													
125	地-4-3	<p>(3) 対象世帯 (略)</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊 ((3)①に該当)</td> <td>解体 ((3)②に該当)</td> <td>長期避難 ((3)③に該当)</td> <td>大規模半壊 ((3)④に該当)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	地-4-3	<p>(3) 対象世帯 (略)</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊 ((3)①に該当)</td> <td>解体 ((3)②に該当)</td> <td>長期避難 ((3)③に該当)</td> <td>大規模半壊 ((3)④に該当)</td> <td>中規模半壊 ((3)⑤に該当)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>住宅の被害程度</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>全壊、解体、 長期避難、大規模半壊 (3)①~④に該当)</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊 (3)⑤に該当)</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	住宅の再建方法	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	全壊、解体、 長期避難、大規模半壊 (3)①~④に該当)	200万円	100万円	50万円	中規模半壊 (3)⑤に該当)	100万円	50万円	25万円	被災者生活再建支援法の改正
住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)																																													
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																													
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																														
支給額	200万円	100万円	50万円																																														
住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)																																												
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																																												
住宅の再建方法	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																													
支給額	全壊、解体、 長期避難、大規模半壊 (3)①~④に該当)	200万円	100万円	50万円																																													
	中規模半壊 (3)⑤に該当)	100万円	50万円	25万円																																													
126	地-4-5	被災証明の担当及び証明の範囲 <table border="1"> <tr> <th>担当</th> <th>証明の範囲</th> </tr> <tr> <td>課税課 収税課</td> <td>家屋の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損</td> </tr> <tr> <td>商工振興課</td> <td>事業所の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>火災による焼損等</td> </tr> </table>	担当	証明の範囲	課税課 収税課	家屋の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損	商工振興課	事業所の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損	消防本部	火災による焼損等	地-4-5	被災証明の担当及び証明の範囲 <table border="1"> <tr> <th>担当</th> <th>証明の範囲</th> </tr> <tr> <td>課税課 収税課</td> <td>家屋の全壊、流失、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、<u>準半壊</u>、床上浸水、床下浸水、一部破損</td> </tr> <tr> <td>商工振興課</td> <td>事業所の全壊、流失、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、<u>準半壊</u>、床上浸水、床下浸水、一部破損</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>火災による焼損等</td> </tr> </table>	担当	証明の範囲	課税課 収税課	家屋の全壊、流失、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、床上浸水、床下浸水、一部破損	商工振興課	事業所の全壊、流失、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、床上浸水、床下浸水、一部破損	消防本部	火災による焼損等	中規模半壊、準半壊の追加																												
担当	証明の範囲																																																
課税課 収税課	家屋の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損																																																
商工振興課	事業所の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損																																																
消防本部	火災による焼損等																																																
担当	証明の範囲																																																
課税課 収税課	家屋の全壊、流失、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、床上浸水、床下浸水、一部破損																																																
商工振興課	事業所の全壊、流失、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、床上浸水、床下浸水、一部破損																																																
消防本部	火災による焼損等																																																
127	地-4-7 風-4-7	<p>■貸付金の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 天災資金</td> </tr> <tr> <td>② 県単災害融資資金</td> </tr> <tr> <td>③ (株)日本政策金融公庫</td> </tr> </table>	① 天災資金	② 県単災害融資資金	③ (株)日本政策金融公庫	地-4-7 風-4-7	<p>■貸付金の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>① <u>天災融資法</u> <u>天災融資制度</u></td> </tr> <tr> <td>② <u>千葉県</u> <u>天災融資資金</u></td> </tr> <tr> <td>③ <u>(株)日本政策金融公庫</u> <u>農林漁業セーフティネット資金</u> <u>農林漁業施設資金</u></td> </tr> </table>	① <u>天災融資法</u> <u>天災融資制度</u>	② <u>千葉県</u> <u>天災融資資金</u>	③ <u>(株)日本政策金融公庫</u> <u>農林漁業セーフティネット資金</u> <u>農林漁業施設資金</u>	文言修正																																						
① 天災資金																																																	
② 県単災害融資資金																																																	
③ (株)日本政策金融公庫																																																	
① <u>天災融資法</u> <u>天災融資制度</u>																																																	
② <u>千葉県</u> <u>天災融資資金</u>																																																	
③ <u>(株)日本政策金融公庫</u> <u>農林漁業セーフティネット資金</u> <u>農林漁業施設資金</u>																																																	

No	頁	旧	頁	新	
128	東-2-2	(1) 消防本部は、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を、 <u>消防計画 予防規程</u> に定めるよう指導する。	東-2-2	(1) 消防本部は、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を、 <u>消防計画 又は予防規程</u> に定めるよう指導する。	文言修正
129	東-4-1	第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達及び広報 1 警戒宣言の伝達 (1) 伝達方法 (略) 市は、防災行政無線、サイレン、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、 <u>ツイッター、フェイスブック</u> 等により住民等に伝達する。	東-4-1	1 警戒宣言の伝達 (1) 伝達方法 (略) 市は、防災行政無線、サイレン、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、 <u>SNS</u> 等により住民等に伝達する。	文言修正
130	東-4-2	第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達及び広報 2 警戒宣言等の広報 (略) なお、広報文は、あらかじめ用意したものをを用いる。広報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、 <u>ツイッター、フェイスブック</u> 、自治会、自主防災組織等を通じて行う。	東-4-2	2 警戒宣言等の広報 (略) なお、広報文は、あらかじめ用意したものをを用いる。広報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、 <u>SN S</u> 、自治会、自主防災組織等を通じて行う。	文言修正
131	東-4-6	(2) 人員の確保、資機材の点検整備等 ① 要員の確保等 警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。 また、 <u>指定給水装置工事事業者</u> 等との連絡協力体制について確認する。	東-4-6	(2) 人員の確保、資機材の点検整備等 ① 要員の確保等 警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。 また、 <u>千葉県水道管工事協同組合</u> 等との連絡協力体制について確認する。	文言修正
132	東-4-11	第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第9節 避難対策 (1) <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 市長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u> を行う。	東-4-11	(1) <u>避難指示</u> 市長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに <u>避難指示</u> を行う。	災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化
133	東-4-12	第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第9節 避難対策 (3) <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 体制の確立 防災行政無線、広報車等による <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u> 体制を確立しておく。	東-4-12	(3) <u>避難指示</u> 体制の確立 防災行政無線、広報車等による <u>避難指示</u> 体制を確立しておく。	災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化

No	頁	旧	頁	新																					
134	東 -4-12	<p>1 救護救援対策</p> <table border="1"> <tr> <td>市の措置</td> <td>① 医師会に対し救護班の編成準備を要請する。 ② 薬剤師会等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。 ③ 日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市医師会</td> <td>会員に対し、救護班の編成を連絡する。</td> </tr> <tr> <td>船橋歯科医師会</td> <td>会員に対し、医療活動の準備を連絡する。</td> </tr> <tr> <td>船橋薬剤師会</td> <td>会員に対し、救護班の編成を連絡する。</td> </tr> <tr> <td>千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部</td> <td>会員に対し、救護班の編成を連絡する。</td> </tr> </table>	市の措置	① 医師会に対し救護班の編成準備を要請する。 ② 薬剤師会 等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。 ③ 日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。	鎌ヶ谷市医師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。	船橋歯科医師会	会員に対し、医療活動の 準備 を連絡する。	船橋薬剤師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。	千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部	会員に対し、救護班の編成を連絡する。	東 -4-12	<p>1 救護救援対策</p> <table border="1"> <tr> <td>市の措置</td> <td>① 医師会に対し救護班の編成準備を要請する。 ② 医薬品業者等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。不足する場合は、県に要求する。 ③ 日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市医師会</td> <td>会員に対し、救護班の編成を連絡する。</td> </tr> <tr> <td>船橋歯科医師会</td> <td>会員に対し、医療活動の編成を連絡する。</td> </tr> <tr> <td>船橋薬剤師会</td> <td>会員に対し、救護班の編成を連絡する。</td> </tr> <tr> <td>千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部</td> <td>会員に対し、救護班の編成を連絡する。</td> </tr> </table>	市の措置	① 医師会に対し救護班の編成準備を要請する。 ② 医薬品業者 等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。 不足する場合は、県に要求する。 ③ 日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。	鎌ヶ谷市医師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。	船橋歯科医師会	会員に対し、医療活動の 編成 を連絡する。	船橋薬剤師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。	千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部	会員に対し、救護班の編成を連絡する。	文言修正
市の措置	① 医師会に対し救護班の編成準備を要請する。 ② 薬剤師会 等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。 ③ 日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。																								
鎌ヶ谷市医師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。																								
船橋歯科医師会	会員に対し、医療活動の 準備 を連絡する。																								
船橋薬剤師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。																								
千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部	会員に対し、救護班の編成を連絡する。																								
市の措置	① 医師会に対し救護班の編成準備を要請する。 ② 医薬品業者 等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。 不足する場合は、県に要求する。 ③ 日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。																								
鎌ヶ谷市医師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。																								
船橋歯科医師会	会員に対し、医療活動の 編成 を連絡する。																								
船橋薬剤師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。																								
千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部	会員に対し、救護班の編成を連絡する。																								
135	風-1-1	過去においても、2～3年に数回の頻度で浸水被害が発生している。特に、平成3年の台風18号、平成5年の台風11号、平成8年の台風17号、平成16年の台風22号、平成25年の台風26号による被害は半壊、床上浸水等大きなものであった。	風-1-1	過去においても、2～3年に数回の頻度で浸水被害が発生している。特に、平成3年の台風18号、平成5年の台風11号、平成8年の台風17号、平成16年の台風22号、平成25年の台風26号による被害は半壊、床上浸水等大きなものであった。 近年においては、令和元年8月の台風15号において、床上、床下浸水及び倒木等の被害があったところである。	履歴追加																				
136	風-2-6	鎌ヶ谷市火災予防条例に規定 されている 少量危険物施設及び指定可燃物施設について、安全対策等の指導を行い、災害の防止に努める。	風-2-6	鎌ヶ谷市火災予防条例に規定 する 少量危険物施設及び指定可燃物施設について、安全対策等の指導を行い、災害の防止に努める。	文言修正																				
137	風-2-6	(1) 台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による住家等の建物被害が 発生する 。過去の台風や竜巻等における建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発に努める。	風-2-6	(1) 台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による住家等の建物被害が発生 する恐れがあることから 、過去の台風や竜巻等における建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発に努める。	文言修正																				
138	風-2-8	<p>第2章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止対策</p> <p>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定 (略) 本市では、平成28年4月現在、土砂災害警戒区域は3箇所（うち土砂災害特別警戒区域2箇所）指定されている。</p>	風-2-8	<p>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定 (略) 指定区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の所有者又は管理者に対して避難計画の作成・提出・避難訓練の実施が義務化されたことから、市は当該施設の所有者又は管理者に対して当該計画の作成・提出・避難訓練の実施を推進する。 本市では、令和3年4月現在、土砂災害警戒区域は7箇所（うち土砂災害特別警戒区域6箇所）指定されている。</p>	<p>土砂法 8条の4 避難計画 の作成、提出、訓練実施</p> <p>時点修正</p>																				

No	頁	旧	頁	新	
139	風 -2-10	第2章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止対策 (1) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、大雨警報が 発令 され、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。 市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、 <u>避難勧告または避難指示（緊急）</u> を発令する。	風 -2-10	(1) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、大雨警報が 発表 され、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。 市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、 <u>避難指示等を発令する。</u>	災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化
140	風 -2-10	第2章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止対策 ■警戒避難体制 ① <u>避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））</u> の発令（略）	風 -2-10	■警戒避難体制 ① <u>避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）</u> の発令（略）	同上
141	風 -2-10	第2章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止対策	風 -2-10	<u>5 土砂災害警戒区域の避難基準等</u> 土砂災害警戒区域の避難については、資料編の資料-5-2 <u>土砂災害警戒区域の避難基準等に基づき適切な情報の伝達、適切な時期の避難所開設を行うとともに避難指示等を発令し避難を行うものとする。</u>	土砂法8条2項土砂災害に関する情報、予報及び報の伝達に関する事項
142	風 -2-12	第2章 災害予防計画 第3節 第3節 風水害等防止対策 (3) 洪水ハザードマップの整備（略） 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に避難を防災上配慮する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について把握し、当該施設管理者が 洪水時適切な対応ができるよう 、情報の的確かつ迅速な伝達に努める。	風 -2-12	(3) 洪水ハザードマップの整備（略） 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に避難を防災上配慮する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について把握し、当該施設管理者 による避難計画の作成、避難訓練の実施を促進し 情報の的確かつ迅速な伝達に努める。	水防法8条の2 1号、4号 避難計画の作成、避難訓練の実施
143	風 -2-14	<u>対策としては</u> 、風だけでなく害虫、鳥などを防ぐ多目的防災網が開発され、普及し つつある 。この多目的防災網を的確に使用することで、風害等の被害を未然に防ぐことがある。以上を踏まえ 農業協同組合等 を通じ、常時指導し、農作物の被害の軽減を図る。 (略) なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、 各地の気象台 から発表される。	風 -2-14	<u>近年では</u> 、風だけでなく害虫、鳥などを防ぐ多目的防災網が 徐々にではあるが、普及してきている 。この多目的防災網を的確に使用することで、風害等の被害を未然に防ぐことがある。以上を踏まえ JAとうかつ中央農業協同組合 を通じ、常時指導し、農作物の被害の軽減を図る。 (略) なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、 銚子地方気象台 から発表される。	文言修正

No	頁	旧	頁	新													
144	風 -2-19	第2章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止対策 ■無線施設の整備 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>MCA無線</u></td> <td>市役所と避難所、病院、防災関係機関等との間で、相互に連絡できるように整備する。</td> </tr> </table>	(略)		(略)		<u>MCA無線</u>	市役所と避難所、病院、防災関係機関等との間で、相互に連絡できるように整備する。	風 -2-19	■無線施設の整備 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>IP無線</u></td> <td>市役所と避難所、病院、防災関係機関等との間で、相互に連絡できるように整備する。</td> </tr> </table>	(略)		(略)		<u>IP無線</u>	市役所と避難所、病院、防災関係機関等との間で、相互に連絡できるように整備する。	MCA無線からIP無線への変更
(略)																	
(略)																	
<u>MCA無線</u>	市役所と避難所、病院、防災関係機関等との間で、相互に連絡できるように整備する。																
(略)																	
(略)																	
<u>IP無線</u>	市役所と避難所、病院、防災関係機関等との間で、相互に連絡できるように整備する。																
145	風 -2-19	(2) インターネットを利用した情報伝達の整備 (略)	風 -2-19	(2) インターネットを利用した情報伝達の整備 (略) <u>【資料編】</u> <u>資料-2-65 災害に係る情報発信等に関する協定（株式会社ヤフー）</u>	新規協定												
146	風 -2-19	第2章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止対策 ■インターネットを利用した情報伝達手段 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④ <u>ツイッター (@kamagaya_city)</u></td> </tr> </table>	(略)	④ <u>ツイッター (@kamagaya_city)</u>	風 -2-19	■インターネットを利用した情報伝達手段 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④ <u>SNS</u></td> </tr> </table>	(略)	④ <u>SNS</u>	文言修正								
(略)																	
④ <u>ツイッター (@kamagaya_city)</u>																	
(略)																	
④ <u>SNS</u>																	
147	風 -2-24	第2章 災害予防計画 第5節 災害に強い組織・人づくり ■自主防災組織の活動 <table border="1"> <tr> <td>発 災 時</td> <td>① 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、<u>避難勧告又は指示</u>など） (略)</td> </tr> </table>	発 災 時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、 <u>避難勧告又は指示</u> など） (略)	風 -2-24	■自主防災組織の活動 <table border="1"> <tr> <td>発 災 時</td> <td>① 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、<u>避難指示</u>など） (略)</td> </tr> </table>	発 災 時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、 <u>避難指示</u> など） (略)	災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化								
発 災 時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、 <u>避難勧告又は指示</u> など） (略)																
発 災 時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、 <u>避難指示</u> など） (略)																
148	風 -2-29	防火管理者選任義務対象の防火対象物には、 <u>防火管理者選任義務の履行を促すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行われるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。</u>	風 -2-29	防火管理者を <u>選任する義務がある</u> 防火対象物には、 <u>その選任義務の履行を指導するとともに、</u> 応急対策が効果的に行われるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。	文言修正												

No	頁	旧	頁	新	
149	風 -2-30	火災予防運動期間（3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季）を重点的に、消防法第4条の規定により、防火対象物の関係者に対して、火災予防に必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図る。 予防査察の主眼点は、次のとおりである。	風 -2-30	消防法第4条の規定により、防火対象物の立入り検査を行い、関係者に対して、火災予防に必要な対策や資料の提出を求め、火災予防の徹底を図る。	文言修正
150	風 -2-30	<p>■予防査察の主眼点</p> <p>① 消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設が設備等技術基準に従って設置されているか。 (略)</p> <p>⑦ 住宅の用途に供される防火対象物において、住宅用火災警報器が設置及び維持されているか。</p>	風 -2-30	<p>■予防査察の着眼点</p> <p>① 消防用設備が消防法令で定める技術基準に従って設置されているか。 (略)</p> <p>⑦ 防火対象物の住宅用途部分に、住宅用火災警報器が設置及び維持されているか。</p>	文言修正
151	風 -2-30	(4) 危険物施設の関係者に対する指導 消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法に基づく立入検査を実施し、火災の防止の観点から必要な助言又は指導を行う。	風 -2-30	(4) 危険物施設の設置者に対する指導 危険物施設の設置者に対し、消防法令に基づいた位置・構造・設備の維持、自主防災体制の確立、危険物取扱従事者に対する教育の計画的な実施を指導し、当該危険物施設に対する保安の確保に努めさせるとともに、立入検査等により、火災予防上の必要な助言又は指導を行う。	文言修正
152	風 -2-30 地 -2-25	<p>■危険物施設の防火対策</p> <p>① 位置、構造及び設備は、消防法に基づく技術上の基準どおり実施させる。</p> <p>② 貯蔵及び取扱い並びに運搬及び移送は、技術上の基準どおり実施させる。</p> <p>③ 消火設備、警報設備及び避難設備に係る工事又は整備は、技術上の基準どおり実施させる。</p> <p>④ 定期点検は、適正かつ確実に実施させる。</p> <p>⑤ 危険物取扱者に係る危険物取扱作業の保安に関する講習の受講について適切な助言又は指導を行う。</p>	風 -2-30 地 -2-25	<p>■危険物施設の防火対策</p> <p>① 位置、構造及び設備は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。</p> <p>② 貯蔵及び取扱い並びに運搬及び移送は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。</p> <p>③ 消火設備、警報設備及び避難設備に係る工事又は整備は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。</p> <p>④ 定期点検を適正かつ確実に実施するよう指導する。</p> <p>⑤ 危険物取扱者に係る危険物取扱作業の保安に関する講習を受講するよう指導する。</p>	文言修正
153	風 -2-30	(5) 消防同意制度の活用 建築物の新築、改築等の許可、認可確認を行う際、火災予防の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度の効果的運用を図る。	風 -2-30	(5) 消防同意制度の活用 建築物の新築、改築等に係る許可、認可を行う際、火災予防上の安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度を効果的に運用する。	文言修正

No	頁	旧	頁	新	
154	風 -2-30	(1) 消火器具の設置 家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。	風 -2-30	(1) 消火器具の設置 各家庭や事業所に消火器具の設置を推奨し、初期消火の徹底を図る。	文言修正
155	風 -2-34	第2章 災害予防計画 第7節 避難環境の整備 1 市の状況判断基準の確立 市は、災害時において避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導体制等の確立を図る。 (略)	風 -2-34	1 市の状況判断基準の確立 市は、災害時において避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導体制等の確立を図る。 (略)	災対法 60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化
156	風 -2-34	第2章 災害予防計画 第7節 避難環境の整備 2 避難計画 国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導体制を図る。 避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。	風 -2-34	2 避難計画 国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導体制を図る。 市は、避難行動要支援者について、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努める。 避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。	災対法 49 条の 14 変 更による個 別避難計 画の努力 義務化
157	風 -2-37	資料 3-9 医療機関等一覧	風 -2-37	資料 3-9 医療機関等一覧 資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合） 資料-2-71 災害時用医薬品等の管理及び供給に関する協定（医療法人社団東邦鎌谷病院）	新規協定
158	風 -2-39	(2) 廃棄物処理体制の整備 災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、災害廃棄物処理計画を策定し、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。 また、大量の廃棄物の仮置き場の設置場所等についても検討する。	風 -2-39	(2) 廃棄物処理体制の整備 災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、災害廃棄物処理計画に基づき、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。 また、大量の廃棄物の仮置き場の設置場所等についても検討する。	文言修正
159	風 -2-45	3) 個別計画の整備 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難支援等関係者と連携して一人ひとりの避難行動要支援者に対する支援方法や支援主体等を具体化した個別計画の作成を推進する。	風 -2-46	(3) 個別計画の整備 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報を基に避難支援等関係者と連携して一人ひとりの避難行動要支援者に対する支援方法や支援主体等を具体化した個別計画（個別支援プラン）の作成に努める。	災対法 49 条の 14 変 更による個 別避難計 画の努力 義務化
160	風 -2-53	3 一時滞在施設の指定 (略)	風 -2-54	3 一時滞在施設の指定 (略) 【資料】 資料-2-56 地震災害時における施設等の提供協力に関する協定（大和情報サービス株式会社アクロスモール新鎌ヶ谷）	新規協定

No	頁	旧	頁	新	運用変更																		
161	風-3-2	<p>■災害警戒本部の配備基準</p> <table border="1"> <tr> <td>配備体制</td> <td>配備基準</td> <td>配備要員</td> </tr> <tr> <td>注意配備</td> <td> <p>① 千葉県北西部に大雨、大雪、洪水等の注意報、警報が発令され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（通常勤務者） </td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td> <p>① 千葉県北西部に大雨、大雪、洪水等の警報が発令され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員の内、本部長の指示した者） 本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員の内、本部長の指示した者） 各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね6分の1）） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者） </td> </tr> </table>	配備体制	配備基準	配備要員	注意配備	<p>① 千葉県北西部に大雨、大雪、洪水等の注意報、警報が発令され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（通常勤務者） 	警戒配備	<p>① 千葉県北西部に大雨、大雪、洪水等の警報が発令され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員の内、本部長の指示した者） 本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員の内、本部長の指示した者） 各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね6分の1）） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者） 	風-3-2	<p>■災害警戒本部の配備基準</p> <table border="1"> <tr> <td>配備体制</td> <td>配備基準</td> <td>配備要員</td> </tr> <tr> <td>注意配備</td> <td> <p>① 市に大雨、大雪、洪水等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（通常勤務者） </td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td> <p>① 市に大雨、大雪、洪水等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員の内、本部長の指示した者） 本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員の内、本部長の指示した者） 各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね6分の1）） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者） </td> </tr> </table>	配備体制	配備基準	配備要員	注意配備	<p>① 市に大雨、大雪、洪水等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（通常勤務者） 	警戒配備	<p>① 市に大雨、大雪、洪水等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員の内、本部長の指示した者） 本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員の内、本部長の指示した者） 各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね6分の1）） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者） 	運用変更
配備体制	配備基準	配備要員																					
注意配備	<p>① 千葉県北西部に大雨、大雪、洪水等の注意報、警報が発令され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（通常勤務者） 																					
警戒配備	<p>① 千葉県北西部に大雨、大雪、洪水等の警報が発令され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員の内、本部長の指示した者） 本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員の内、本部長の指示した者） 各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね6分の1）） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者） 																					
配備体制	配備基準	配備要員																					
注意配備	<p>① 市に大雨、大雪、洪水等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（通常勤務者） 																					
警戒配備	<p>① 市に大雨、大雪、洪水等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき</p> <p>② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員の内、本部長の指示した者） 本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員の内、本部長の指示した者） 各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね6分の1）） 都市建設部（部長の指示した者） 消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者） 																					
162	風-3-7	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害体制の確立</p> <p>災害対策本部事務分掌</p> <p>第1・2 配備体制</p> <table border="1"> <tr> <th>災害対策本部の職 (平常時の職名)</th> <th>主な職務</th> </tr> <tr> <td>本部長 (略)</td> <td>(略) 2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	災害対策本部の職 (平常時の職名)	主な職務	本部長 (略)	(略) 2 避難の勧告・指示 、警戒区域の設定を行うこと (略)	(略)		(略)		風-3-7	<p>災害対策本部事務分掌</p> <p>第1・2 配備体制</p> <table border="1"> <tr> <th>災害対策本部の職 (平常時の職名)</th> <th>主な職務</th> </tr> <tr> <td>本部長 (略)</td> <td>(略) 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	災害対策本部の職 (平常時の職名)	主な職務	本部長 (略)	(略) 2 避難指示 、警戒区域の設定を行うこと (略)	(略)		(略)		<p>災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化</p>		
災害対策本部の職 (平常時の職名)	主な職務																						
本部長 (略)	(略) 2 避難の勧告・指示 、警戒区域の設定を行うこと (略)																						
(略)																							
(略)																							
災害対策本部の職 (平常時の職名)	主な職務																						
本部長 (略)	(略) 2 避難指示 、警戒区域の設定を行うこと (略)																						
(略)																							
(略)																							

No	頁	旧	頁	新	組織変更
163	風 -3-11	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害体制の確立 災害対策本部組織図2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">第3 配備</div>	風 -3-11	災害対策本部組織図2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">第3 配備</div>	組織変更

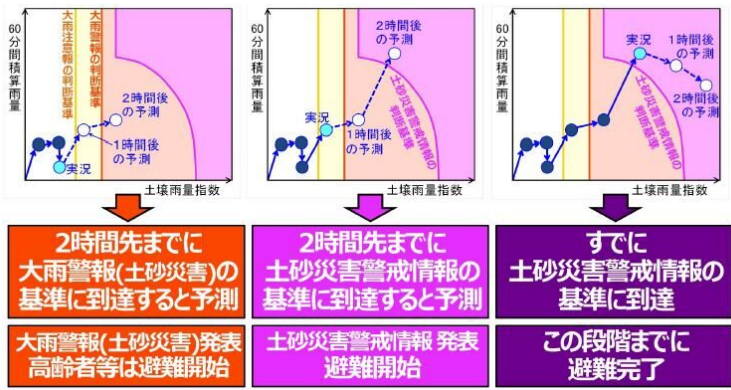
No	頁	旧	頁	新																					
164	風 -3-12	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害体制の確立 災害対策本部事務分掌 第3 配備体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部の職 (平常時の職名)</th> <th>主 な 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (略)</td> <td>(略) 2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長 (略)</td> <td>(略) 11 警戒区域の設定及び避難の勧告・指示に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務	本部長 (略)	(略) 2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと (略)	(略)		事務局	事 務 分 掌	局長 (略)	(略) 11 警戒区域の設定及び避難の勧告・指示に関すること (略)	風 -3-12	災害対策本部事務分掌 第3 配備体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部の職 (平常時の職名)</th> <th>主 な 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (略)</td> <td>(略) 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長 (略)</td> <td>(略) 11 警戒区域の設定及び避難指示に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務	本部長 (略)	(略) 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと (略)	(略)		事務局	事 務 分 掌	局長 (略)	(略) 11 警戒区域の設定及び避難指示に関すること (略)	災対法 60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化
災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務																								
本部長 (略)	(略) 2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと (略)																								
(略)																									
事務局	事 務 分 掌																								
局長 (略)	(略) 11 警戒区域の設定及び避難の勧告・指示に関すること (略)																								
災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務																								
本部長 (略)	(略) 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと (略)																								
(略)																									
事務局	事 務 分 掌																								
局長 (略)	(略) 11 警戒区域の設定及び避難指示に関すること (略)																								

No	頁	旧	頁	新	組織変更																																										
165	風 -3-16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部(部長)</th> <th>班(班長)</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習部 (生涯学習部長)</td> <td>避難所3班 (生涯学習推進課長)</td> <td>1 避難所の開設、運営に関すること 2 生涯学習推進センター及び学習センターの被害状況調査及び保全管理に関すること 3 図書館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>避難所4班 (市民会館長)</td> <td>4 市民会館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 5 その他部内外の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>避難所5班 (文化・スポーツ課長)</td> <td>1 避難所の開設、運営に関すること 2 <u>文化財の被害状況調査及び保護に関すること</u> 3 <u>体育施設の被害状況調査及び保護に関すること</u> 4 <u>郷土資料館の被害状況調査及び保全管理に関すること</u> 5 <u>救援物資の受入れ、管理に関すること</u> 6 その他部内外の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (消防長)</td> <td>消防班 (警防課長)</td> <td>(略) 4 警戒区域、<u>避難の勧告・指示</u>の伝達及び広報に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部(部長)	班(班長)	事務分掌	(略)	(略)	(略)	生涯学習部 (生涯学習部長)	避難所3班 (生涯学習推進課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 生涯学習推進センター及び学習センターの被害状況調査及び保全管理に関すること 3 図書館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること	避難所4班 (市民会館長)	4 市民会館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 5 その他部内外の応援に関すること	避難所5班 (文化・スポーツ課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 <u>文化財の被害状況調査及び保護に関すること</u> 3 <u>体育施設の被害状況調査及び保護に関すること</u> 4 <u>郷土資料館の被害状況調査及び保全管理に関すること</u> 5 <u>救援物資の受入れ、管理に関すること</u> 6 その他部内外の応援に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)			消防部 (消防長)	消防班 (警防課長)	(略) 4 警戒区域、 <u>避難の勧告・指示</u> の伝達及び広報に関すること (略)	風 -3-16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部(部長)</th> <th>班(班長)</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部 (生涯学習部長)</td> <td>避難所3班 (生涯学習推進課長)</td> <td>1 避難所の開設、運営に関すること 2 生涯学習推進センター及び学習センターの被害状況調査及び保全管理に関すること 3 図書館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 市民会館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 5 <u>文化財の被害状況調査及び保護に関すること</u> 6 <u>体育施設の被害状況調査及び保護に関すること</u> 7 <u>郷土資料館の被害状況調査及び保全管理に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>避難所4班 (文化・スポーツ課長)</td> <td>8 <u>救援物資の受入れ、管理に関すること</u> 9 その他部内外の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (消防長)</td> <td>消防班 (警防課長)</td> <td>(略) 4 警戒区域、<u>避難指示</u>の伝達及び広報に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部(部長)	班(班長)	事務分掌	(略)	(略)	(略)	生涯学習部 (生涯学習部長)	避難所3班 (生涯学習推進課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 生涯学習推進センター及び学習センターの被害状況調査及び保全管理に関すること 3 図書館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 市民会館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 5 <u>文化財の被害状況調査及び保護に関すること</u> 6 <u>体育施設の被害状況調査及び保護に関すること</u> 7 <u>郷土資料館の被害状況調査及び保全管理に関すること</u>	避難所4班 (文化・スポーツ課長)	8 <u>救援物資の受入れ、管理に関すること</u> 9 その他部内外の応援に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)			消防部 (消防長)	消防班 (警防課長)	(略) 4 警戒区域、 <u>避難指示</u> の伝達及び広報に関すること (略)	
部(部長)	班(班長)	事務分掌																																													
(略)	(略)	(略)																																													
生涯学習部 (生涯学習部長)	避難所3班 (生涯学習推進課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 生涯学習推進センター及び学習センターの被害状況調査及び保全管理に関すること 3 図書館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること																																													
	避難所4班 (市民会館長)	4 市民会館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 5 その他部内外の応援に関すること																																													
	避難所5班 (文化・スポーツ課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 <u>文化財の被害状況調査及び保護に関すること</u> 3 <u>体育施設の被害状況調査及び保護に関すること</u> 4 <u>郷土資料館の被害状況調査及び保全管理に関すること</u> 5 <u>救援物資の受入れ、管理に関すること</u> 6 その他部内外の応援に関すること																																													
(略)	(略)	(略)																																													
(略)																																															
消防部 (消防長)	消防班 (警防課長)	(略) 4 警戒区域、 <u>避難の勧告・指示</u> の伝達及び広報に関すること (略)																																													
部(部長)	班(班長)	事務分掌																																													
(略)	(略)	(略)																																													
生涯学習部 (生涯学習部長)	避難所3班 (生涯学習推進課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 生涯学習推進センター及び学習センターの被害状況調査及び保全管理に関すること 3 図書館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 市民会館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 5 <u>文化財の被害状況調査及び保護に関すること</u> 6 <u>体育施設の被害状況調査及び保護に関すること</u> 7 <u>郷土資料館の被害状況調査及び保全管理に関すること</u>																																													
	避難所4班 (文化・スポーツ課長)	8 <u>救援物資の受入れ、管理に関すること</u> 9 その他部内外の応援に関すること																																													
(略)	(略)	(略)																																													
(略)																																															
消防部 (消防長)	消防班 (警防課長)	(略) 4 警戒区域、 <u>避難指示</u> の伝達及び広報に関すること (略)																																													

No	頁	旧	頁	新	時点修正																																																																						
166	風 -3-19	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 1 気象情報等の発表 (1) 気象注意報・警報 銚子地方気象台は、次のような気象注意報・警報・特別警報を発表する。 <u>〔鎌ヶ谷市：平成22年10月1日現在〕</u> ■注意報の基準値 <table border="1"> <tr> <td>強風（平均風速）</td> <td>13m/s以上</td> </tr> <tr> <td>風雪（平均風速）</td> <td>13m/s以上で雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雨（雨量）</td> <td>次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量40mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が9.4</td> </tr> <tr> <td>洪水（雨量）</td> <td>3時間雨量40mm以上に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪 (24時間降雪の深さ)</td> <td>5cm以上</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度30%で、実効湿度60%以下</td> </tr> <tr> <td>濃霧（視程）</td> <td>100m以下</td> </tr> <tr> <td>霜（最低気温）</td> <td>4月1日～5月31日 最低気温4℃以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低温</td> <td>夏期（最低気温） 銚子で16℃以下が2日以上継続</td> </tr> <tr> <td>冬期（最低気温） 銚子-3℃以下、千葉-5℃以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td>著しい着氷（雪）が予想される場合</td> </tr> </table>	強風（平均風速）	13m/s以上	風雪（平均風速）	13m/s以上で雪を伴う	大雨（雨量）	次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量40mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が9.4	洪水（雨量）	3時間雨量40mm以上に到達することが予想される場合	大雪 (24時間降雪の深さ)	5cm以上	雷	落雷等により被害が予想される場合	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%以下	濃霧（視程）	100m以下	霜（最低気温）	4月1日～5月31日 最低気温4℃以下	低温	夏期（最低気温） 銚子で16℃以下が2日以上継続	冬期（最低気温） 銚子-3℃以下、千葉-5℃以下	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	風 -3-19	1 気象情報等の発表 (1) 気象注意報・警報 銚子地方気象台は、次のような気象注意報・警報・特別警報を発表する。 警報・注意報発表基準一覧表 令和3年6月8日現在 発表官署 銚子地方気象台 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">鎌ヶ谷市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">千葉県</td> </tr> <tr> <td>二次細分区域</td> <td colspan="2">北西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">東葛飾</td> </tr> <tr> <td>大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警報</td> <td rowspan="2">洪水</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>大柏川流域=8.2、大津川流域=6.3、二和川流域=2.3、中沢川流域=2.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td colspan="2">大柏川流域=(8, 5.7)、大津川流域=(8, 4.7)、二和川流域=(12, 1.7)、中沢川流域=(8, 2.6)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">二</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	鎌ヶ谷市	府県予報区	千葉県		二次細分区域	北西部		市	市町村等をまとめた地域	東葛飾		大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18	警報	洪水	土壌雨量指数基準	129	流域雨量指数基準	大柏川流域=8.2、大津川流域=6.3、二和川流域=2.3、中沢川流域=2.9	複合基準*1	大柏川流域=(8, 5.7)、大津川流域=(8, 4.7)、二和川流域=(12, 1.7)、中沢川流域=(8, 2.6)		指定河川洪水予報による基準	二		暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		波浪	有義波高			高潮	潮位				時点修正
強風（平均風速）	13m/s以上																																																																										
風雪（平均風速）	13m/s以上で雪を伴う																																																																										
大雨（雨量）	次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量40mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が9.4																																																																										
洪水（雨量）	3時間雨量40mm以上に到達することが予想される場合																																																																										
大雪 (24時間降雪の深さ)	5cm以上																																																																										
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																										
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%以下																																																																										
濃霧（視程）	100m以下																																																																										
霜（最低気温）	4月1日～5月31日 最低気温4℃以下																																																																										
低温	夏期（最低気温） 銚子で16℃以下が2日以上継続																																																																										
	冬期（最低気温） 銚子-3℃以下、千葉-5℃以下																																																																										
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合																																																																										
鎌ヶ谷市	府県予報区	千葉県																																																																									
	二次細分区域	北西部																																																																									
市	市町村等をまとめた地域	東葛飾																																																																									
	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18																																																																								
警報	洪水	土壌雨量指数基準	129																																																																								
		流域雨量指数基準	大柏川流域=8.2、大津川流域=6.3、二和川流域=2.3、中沢川流域=2.9																																																																								
	複合基準*1	大柏川流域=(8, 5.7)、大津川流域=(8, 4.7)、二和川流域=(12, 1.7)、中沢川流域=(8, 2.6)																																																																									
	指定河川洪水予報による基準	二																																																																									
暴風	平均風速	20m/s																																																																									
暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																									
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm																																																																									
波浪	有義波高																																																																										
高潮	潮位																																																																										

風
-3-19

No	頁	旧	頁	新																																																																											
		<p>■警報の基準値</p> <table border="1"> <tr> <td>暴風（平均風速）</td> <td>20m/s以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪（平均風速）</td> <td>20m/s以上で雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雨（雨量）</td> <td>次の基準に到達することが予想される場合 （浸水害）3時間雨量70mm以上 （土砂災害）土壌雨量指数基準値が106以上</td> </tr> <tr> <td>洪水（雨量）</td> <td>3時間雨量70mm以上に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪 （12時間降雪の深さ）</td> <td>10cm以上</td> </tr> </table> <p>■特別警報の基準値</p> <table border="1"> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【数十年に一度の強度の台風】 中心気圧930hPa以下又は50m/s以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【数十年に一度の降雨量】 4.8時間降水量が36.1mm以上、かつ、土壌雨量指数が2.4以上、又は3時間降水量が13.3mm以上、かつ、土壌雨量指数:2.4以上</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【数十年に一度の降雪量】 積雪深23cm以上（積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値である）</td> </tr> </table> <p>注1) 各値は統計値であり、一の位まで厳密に評価する意味はない。 注2) 各値は鎌ヶ谷市にかかる5Km格子の値の平均値をとったもの。</p>	暴風（平均風速）	20m/s以上	暴風雪（平均風速）	20m/s以上で雪を伴う	大雨（雨量）	次の基準に到達することが予想される場合 （浸水害）3時間雨量70mm以上 （土砂災害）土壌雨量指数基準値が106以上	洪水（雨量）	3時間雨量70mm以上に到達することが予想される場合	大雪 （12時間降雪の深さ）	10cm以上	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【数十年に一度の強度の台風】 中心気圧930hPa以下又は50m/s以上	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【数十年に一度の降雨量】 4.8時間降水量が36.1mm以上、かつ、土壌雨量指数が2.4以上、又は3時間降水量が13.3mm以上、かつ、土壌雨量指数:2.4以上	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【数十年に一度の降雪量】 積雪深23cm以上（積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値である）		<p>注意報</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>大柏川流域=6.5、大津川流域=5、二和川流域=1.8、中沢川流域=2.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>大柏川流域=(5, 5.1)、大津川流域=(5, 4.2)、二和川流域=(8, 1.4)、中沢川流域=(5, 2.3)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ5cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="2">最小湿度30%で、実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低温</td> <td colspan="2">夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続</td> </tr> <tr> <td colspan="2">冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">4月1日～5月31日最低気温4℃以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="2">著しい着氷（雪）が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>100mm</td> </tr> </table> <p>※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。</p>	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	107	洪水	流域雨量指数基準	大柏川流域=6.5、大津川流域=5、二和川流域=1.8、中沢川流域=2.3	複合基準*1	大柏川流域=(5, 5.1)、大津川流域=(5, 4.2)、二和川流域=(8, 1.4)、中沢川流域=(5, 2.3)	指定河川洪水予報による基準	二	強風	平均風速	13m/s	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	波浪	有義波高		高潮	潮位		雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪			濃霧	視程	100m	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		なだれ			低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続		冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		霜	4月1日～5月31日最低気温4℃以下		着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	
暴風（平均風速）	20m/s以上																																																																														
暴風雪（平均風速）	20m/s以上で雪を伴う																																																																														
大雨（雨量）	次の基準に到達することが予想される場合 （浸水害）3時間雨量70mm以上 （土砂災害）土壌雨量指数基準値が106以上																																																																														
洪水（雨量）	3時間雨量70mm以上に到達することが予想される場合																																																																														
大雪 （12時間降雪の深さ）	10cm以上																																																																														
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【数十年に一度の強度の台風】 中心気圧930hPa以下又は50m/s以上																																																																														
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																																																														
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【数十年に一度の降雨量】 4.8時間降水量が36.1mm以上、かつ、土壌雨量指数が2.4以上、又は3時間降水量が13.3mm以上、かつ、土壌雨量指数:2.4以上																																																																														
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【数十年に一度の降雪量】 積雪深23cm以上（積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値である）																																																																														
大雨	表面雨量指数基準	10																																																																													
	土壌雨量指数基準	107																																																																													
洪水	流域雨量指数基準	大柏川流域=6.5、大津川流域=5、二和川流域=1.8、中沢川流域=2.3																																																																													
	複合基準*1	大柏川流域=(5, 5.1)、大津川流域=(5, 4.2)、二和川流域=(8, 1.4)、中沢川流域=(5, 2.3)																																																																													
	指定河川洪水予報による基準	二																																																																													
強風	平均風速	13m/s																																																																													
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																													
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm																																																																													
波浪	有義波高																																																																														
高潮	潮位																																																																														
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																														
融雪																																																																															
濃霧	視程	100m																																																																													
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%																																																																														
なだれ																																																																															
低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続																																																																														
	冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下																																																																														
霜	4月1日～5月31日最低気温4℃以下																																																																														
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合																																																																														
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																													
167	風 -3-20	<p>■記録的短時間大雨情報の発表</p> <p>1時間雨量が100mmを観測又は解析した場合。</p>	風 -3-20	<p>■記録的短時間大雨情報の発表</p> <p>「大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ、1時間雨量が100mm以上を観測又は解析した場合。</p>	文言修正																																																																										

No	頁	旧	頁	新													
168	風 -3-20	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 (4) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、大雨警報が 発令 され、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。 市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに 避難勧告及び避難指示 の発令の判断をする。	風 -3-20	(4) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、大雨警報が 発表 され、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。 市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに 避難指示 の発令の判断をする。	災対法 60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化												
169	風 -3-20	■土砂災害警戒情報の発表基準 実況雨量及び2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線（CL）を超過するとき。	風 -3-20	■土砂災害警戒情報の発表基準 注）気象庁ホームページより 	時点修正												
170	風 -3-22	(1) 被害の調査 (略)	風 -3-22	(1) 被害の調査 (略) 【資料編】 資料-2-46 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）	新規協定												
171	風 -3-23	部門別調査の担当及び対象 <table border="1" data-bbox="280 1165 907 1252"> <tr> <td>調査担当班</td> <td>調査対象</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所3班～5班</td> <td>社会教育施設被害</td> </tr> </table>	調査担当班	調査対象	(略)	(略)	避難所3班～5班	社会教育施設被害	風 -3-23	部門別調査の担当及び対象 <table border="1" data-bbox="1209 1165 1836 1252"> <tr> <td>調査担当班</td> <td>調査対象</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所3班・4班</td> <td>社会教育施設被害</td> </tr> </table>	調査担当班	調査対象	(略)	(略)	避難所3班・4班	社会教育施設被害	組織変更
調査担当班	調査対象																
(略)	(略)																
避難所3班～5班	社会教育施設被害																
調査担当班	調査対象																
(略)	(略)																
避難所3班・4班	社会教育施設被害																

No	頁	旧	頁	新																			
172	風 -3-24	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の取集・伝達 ■県への報告区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">内容</th> <th style="width: 30%;">報告時期[方法]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の開設状況等について報告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	報告時期[方法]	災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 避難勧告・指示等 の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)	(略)			風 -3-24	■県への報告区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">内容</th> <th style="width: 30%;">報告時期[方法]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の開設状況等について報告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	報告時期[方法]	災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 避難指示等 の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)	(略)			対法60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化
区分	内容	報告時期[方法]																					
災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 避難勧告・指示等 の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)																					
(略)																							
区分	内容	報告時期[方法]																					
災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、 避難指示等 の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)																					
(略)																							
173	風 -3-26	■非常通信ルート	風 -3-26	■非常通信ルート	MCA無線からIP無線 への変更																		

No	頁	旧	頁	新																																																									
174	風 -3-27 風 -3-28	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 <table border="1"> <tr> <td>第1 災害広報 活動</td> <td>責任者：総務企画部長、消防長、生涯学習部長 担当：秘書広報班、総務企画1～3班、消防班、避難所1班～5班 関係機関：報道機関</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略) ■インターネットを利用した広報 <table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書広報班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書広報班</td> <td>ツイッター (@kamagaya_city)</td> </tr> </table> (2) 応急活動期の広報 応急対策活動時における広報は、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心eメール、 <u>ツイッター</u> 、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。	第1 災害広報 活動	責任者：総務企画部長、消防長、生涯学習部長 担当：秘書広報班、総務企画1～3班、消防班、避難所1班～5班 関係機関：報道機関	(略)	(略)	担当	(略)	秘書広報班	(略)	事務局	(略)	事務局	(略)	秘書広報班	ツイッター (@kamagaya_city)	風 -3-27 風 -3-28	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 <table border="1"> <tr> <td>第1 災害広報 活動</td> <td>責任者：総務企画部長、消防長、生涯学習部長 担当：秘書広報班、総務企画1～3班、消防班、避難所1班～4班 関係機関：報道機関</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略) ■インターネットを利用した広報 <table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書広報班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書広報班</td> <td>SNS</td> </tr> </table> (2) 応急活動期の広報 応急対策活動時における広報は、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心eメール、 <u>SNS</u> 、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う	第1 災害広報 活動	責任者：総務企画部長、消防長、生涯学習部長 担当：秘書広報班、総務企画1～3班、消防班、避難所1班～4班 関係機関：報道機関	(略)	(略)	担当	(略)	秘書広報班	(略)	事務局	(略)	事務局	(略)	秘書広報班	SNS	組織変更 文言修正																												
第1 災害広報 活動	責任者：総務企画部長、消防長、生涯学習部長 担当：秘書広報班、総務企画1～3班、消防班、避難所1班～5班 関係機関：報道機関																																																												
(略)	(略)																																																												
担当	(略)																																																												
秘書広報班	(略)																																																												
事務局	(略)																																																												
事務局	(略)																																																												
秘書広報班	ツイッター (@kamagaya_city)																																																												
第1 災害広報 活動	責任者：総務企画部長、消防長、生涯学習部長 担当：秘書広報班、総務企画1～3班、消防班、避難所1班～4班 関係機関：報道機関																																																												
(略)	(略)																																																												
担当	(略)																																																												
秘書広報班	(略)																																																												
事務局	(略)																																																												
事務局	(略)																																																												
秘書広報班	SNS																																																												
175	風 -3-28	2 避難所における広報 避難所1班～5班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。	風 -3-28	2 避難所における広報 避難所1班～4班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。	組織変更																																																								
176	風 -3-29	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 ■報道機関一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話(NTT) FAX(NTT)</th> <th>e-mail</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(株)ジェイコムイースト 東関東局</td> <td colspan="3">※協定書に基づく。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(株)ジェイコムイースト 東関東局	※協定書に基づく。			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	風 -3-29	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 ■報道機関一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話(NTT) FAX(NTT)</th> <th>e-mail</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(株)ジェイコム千葉</td> <td colspan="3">※協定書に基づく。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(株)ジェイコム千葉	※協定書に基づく。			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	社名変更
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(株)ジェイコムイースト 東関東局	※協定書に基づく。																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(株)ジェイコム千葉	※協定書に基づく。																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										

No	頁	旧	頁	新																																					
177	風 -3-30	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・広聴活動 ■報道機関への対応方法 ① (略) ② 千葉テレビ、 <u>ジェイコムイースト</u> への放送要請 ① (略) 【資料編】 ・資料2-36 災害時における放送等に関する協定書 (<u>株式会社ジェイコムイースト</u>)	風 -3-30	■報道機関への対応方法 ① (略) ② 千葉テレビ、 <u>ジェイコム千葉</u> への放送要請 ② (略) 【資料編】 ・資料2-36 災害時における放送等に関する協定書 (<u>株式会社ジェイコム千葉</u>)	同上																																				
178	風 -3-49	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 ◆項目と活動時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>初動期 (当日まで)</th> <th>応急期 (当日～復旧前まで)</th> <th>復旧期 (応急活動が終息した日以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1 避難 滑動</td> <td>1 避難の 勧告・指示</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難誘 導</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 警戒区 域の設定</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧前まで)	復旧期 (応急活動が終息した日以降)	第1 避難 滑動	1 避難の 勧告・指示				2 避難誘 導				3 警戒区 域の設定				風 -3-50	◆項目と活動時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>初動期 (当日まで)</th> <th>応急期 (当日～復旧前まで)</th> <th>復旧期 (応急活動が終息した日以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1 避難 活動</td> <td>1 避難指 示</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難誘 導</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 警戒区 域の設定</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧前まで)	復旧期 (応急活動が終息した日以降)	第1 避難 活動	1 避難指 示				2 避難誘 導				3 警戒区 域の設定				災対法 60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化
項目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧前まで)	復旧期 (応急活動が終息した日以降)																																					
第1 避難 滑動	1 避難の 勧告・指示																																								
	2 避難誘 導																																								
	3 警戒区 域の設定																																								
項目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧前まで)	復旧期 (応急活動が終息した日以降)																																					
第1 避難 活動	1 避難指 示																																								
	2 避難誘 導																																								
	3 警戒区 域の設定																																								
179	風 -3-49	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難所の 開設</td> <td>責任者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、避難所1班～<u>5</u>班、避難所支援1班・2班</td> </tr> <tr> <td>第3 避難所の 運営</td> <td>責任者：生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活3班、避難所1班～<u>5</u>班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	第2 避難所の 開設	責任者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、避難所1班～ <u>5</u> 班、避難所支援1班・2班	第3 避難所の 運営	責任者：生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活3班、避難所1班～ <u>5</u> 班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班	(略)	(略)	風 -3-50	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難所の 開設</td> <td>責任者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、避難所1班～<u>4</u>班、避難所支援1班・2班</td> </tr> <tr> <td>第3 避難所の 運営</td> <td>責任者：生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活3班、避難所1班～<u>4</u>班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	第2 避難所の 開設	責任者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、避難所1班～ <u>4</u> 班、避難所支援1班・2班	第3 避難所の 運営	責任者：生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活3班、避難所1班～ <u>4</u> 班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班	(略)	(略)	組織変更																				
(略)	(略)																																								
第2 避難所の 開設	責任者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、避難所1班～ <u>5</u> 班、避難所支援1班・2班																																								
第3 避難所の 運営	責任者：生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活3班、避難所1班～ <u>5</u> 班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
第2 避難所の 開設	責任者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、避難所1班～ <u>4</u> 班、避難所支援1班・2班																																								
第3 避難所の 運営	責任者：生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活3班、避難所1班～ <u>4</u> 班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班																																								
(略)	(略)																																								

No	頁	旧	頁	新													
180	風 -3-50	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 1 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急） <u>(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令</u> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 <u>(2) 避難勧告の発令</u> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 <u>(3) 避難指示（緊急）の発令</u> 災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又は、人的被害が発生した状態。 「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告等を尊重することを期待して避難の準備、立ち退きや屋内での退避等の安全確保措置を勧め、又は促すものである。 「避難指示（緊急）」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせる等安全確保措置をとらせるものである。 <u>(4) 避難勧告等の発令基準</u> 本部長は、別に定める基準に則し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。	風 -3-51	1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 <u>(1) 高齢者等避難の発令</u> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者の避難が必要な状況。 <u>(2) 避難指示の発令</u> 災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又は、人的被害が発生した状況。 <u>(3) 緊急安全確保の発令</u> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動が必要な状況。 <u>(4) 避難指示等の発令基準</u> 本部長は、別に定める基準に則し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。	災対法 60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化												
181	風 -3-50	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 ■ <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）を発令する場合のめやす</u> ① <u>延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき</u> (略) ③ <u>ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき</u> (略)	風 -3-51	■ <u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する場合のめやす</u> ① <u>強い降雨を伴う台風等が接近、通過することが予想される場合</u> (略) ③ <u>急激に水位が上昇しやすい河川・水路沿いの避難経路が通行不能になる可能性がある場合</u> (略)	同上												
182	風 -3-50 風 -3-51	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 ■ <u>避難勧告・避難指示（緊急）の発令権者及び内容</u> <table border="1" data-bbox="241 1252 994 1311"> <tr> <td>発令権者</td> <td>勧告・指示を行う要件</td> <td>根拠法令</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (4) <u>避難勧告等の伝達</u> 事務局は、関係各班に <u>避難勧告</u> 等を伝達する。各班は次の方法で、 <u>避難勧告</u> 等を住民等に伝達する。	発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令	(略)	(略)	(略)	風 -3-51 風 -3-52	■ <u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令権者及び内容</u> <table border="1" data-bbox="1182 1252 1897 1339"> <tr> <td>発令権者</td> <td>指示を行う要件</td> <td>根拠法令</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (5) <u>避難指示等の伝達</u> 事務局は、関係各班に <u>避難指示</u> 等を伝達する。各班は次の方法で、 <u>避難指示</u> 等を住民等に伝達する。	発令権者	指示を行う要件	根拠法令	(略)	(略)	(略)	災対法60 条変更による避難 勧告、避難 指示の一 本化
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令															
(略)	(略)	(略)															
発令権者	指示を行う要件	根拠法令															
(略)	(略)	(略)															

No	頁	旧	頁	新																																					
183	風 -3-51	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 ■避難勧告等の伝達方法及び伝達事項 <table border="1"> <tr> <td>担 当 ・ 方 法</td> <td>秘 書 広 報 班</td> <td>広報車、市ホームページ、<u>ツイッター</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事 務 局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消 防 班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各 施 設 管 理 者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伝 達 事 項</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">④ <u>避難勧告</u>等の発令理由</td> </tr> </table>	担 当 ・ 方 法	秘 書 広 報 班	広報車、市ホームページ、 <u>ツイッター</u>		事 務 局	(略)		消 防 班	(略)		各 施 設 管 理 者	(略)	伝 達 事 項	(略)			④ <u>避難勧告</u> 等の発令理由		風 -3-52	■避難指示等の伝達方法及び伝達事項 <table border="1"> <tr> <td>担 当 ・ 方 法</td> <td>秘 書 広 報 班</td> <td>広報車、市ホームページ、<u>SNS</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事 務 局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消 防 班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各 施 設 管 理 者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伝 達 事 項</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">④ <u>避難指示</u>等の発令理由</td> </tr> </table>	担 当 ・ 方 法	秘 書 広 報 班	広報車、市ホームページ、 <u>SNS</u>		事 務 局	(略)		消 防 班	(略)		各 施 設 管 理 者	(略)	伝 達 事 項	(略)			④ <u>避難指示</u> 等の発令理由		災対法60 条変更に による避難 勧告、避難 指示の一 本化 文言修正
担 当 ・ 方 法	秘 書 広 報 班	広報車、市ホームページ、 <u>ツイッター</u>																																							
	事 務 局	(略)																																							
	消 防 班	(略)																																							
	各 施 設 管 理 者	(略)																																							
伝 達 事 項	(略)																																								
	④ <u>避難勧告</u> 等の発令理由																																								
担 当 ・ 方 法	秘 書 広 報 班	広報車、市ホームページ、 <u>SNS</u>																																							
	事 務 局	(略)																																							
	消 防 班	(略)																																							
	各 施 設 管 理 者	(略)																																							
伝 達 事 項	(略)																																								
	④ <u>避難指示</u> 等の発令理由																																								
184	風 -3-51	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 (6) 県への報告 事務局は、 <u>避難勧告</u> 等が発令された場合は、県にその旨を報告する。 (7) 関係機関への連絡 事務局は、 <u>避難勧告</u> 等が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。 (8) 解除 本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、 <u>避難勧告</u> 等を解除する。	風 -3-52	(6) 県への報告 事務局は、 <u>避難指示</u> 等が発令された場合は、県にその旨を報告する。 (7) 関係機関への連絡 事務局は、 <u>避難指示</u> 等が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。 (8) 解除 本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、 <u>避難指示</u> 等を解除する。	災対法60 条変更に による避難 勧告、避難 指示の一 本化																																				
185	風 -3-52	(3) 要配慮者の誘導 (略)	風 -3-53	(3) 要配慮者の誘導 (略) <u>【資料編】</u> <u>資料-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人千葉県タクシー協会千葉支部）</u>	新規協定																																				
186	風 -3-53	1 避難所の開設 (1) 避難所の開設 事務局は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。勤務時間外の場合には、避難所1班～5班が、開設する避難所に職員を派遣し開設する。 (略) 2 避難者の受入れ 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受入れを行う。	風 -3-54	1 避難所の開設 (1) 避難所の開設 事務局は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。勤務時間外の場合には、避難所1班～4班が、開設する避難所に職員を派遣し開設する。 (略) 2 避難者の受入れ 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受入れを行う。	組織変更																																				

No	頁	旧	頁	新	
187	風 -3-54	(1) 避難所運営組織 (略) 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。	風 -3-55	(1) 避難所運営組織 (略) 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。	同上
188	風 -3-55	(2) 避難者の把握 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。避難者名簿の取扱いについては、個人情報に配慮する。(例：DV被害者等で本人が希望する場合には、避難者名簿を貼りだす場合に名前を載せない、外部からの問い合わせに応じない。) (3) ボランティアへの協力要請 避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請し、避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。 (4) 避難所事務所の開設 避難所1班～5班は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。 (5) 避難所運営記録の作成 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、避難所1班から災害対策本部へ報告する。 また、病人発生等、特別な事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。	風 -3-55	(2) 避難者の把握 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。避難者名簿の取扱いについては、個人情報に配慮する。(例：DV被害者等で本人が希望する場合には、避難者名簿を貼りだす場合に名前を載せない、外部からの問い合わせに応じない。) (3) ボランティアへの協力要請 避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請し、避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。 (4) 避難所事務所の開設 避難所1班～4班は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。 (5) 避難所運営記録の作成 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、避難所1班から災害対策本部へ報告する。 また、病人発生等、特別な事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。	同上
189	風 -3-55	2 食料・物資の供給 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。 (略) 3 避難設備の整備 避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、必要な設備を本部に要請する。 (略) 4 要配慮者への配慮 (1) 避難所での配慮 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、要配慮者専用設備の整備や介護ボランティア支援要請などを行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。 (略)	風 -3-55	2 食料・物資の供給 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。 (略) 3 避難設備の整備 避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、必要な設備を本部に要請する。 (略) 4 要配慮者への配慮 (1) 避難所での配慮 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、要配慮者専用設備の整備や介護ボランティア支援要請などを行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。 (略)	組織変更

No	頁	旧	頁	新																	
192	風 -3-57	8 ペット対策 (略)	風 -3-58	8 ペット対策 (略) 【資料編】 資料-2-68 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書（株式会社ケーヨー）	新規協定																
193	風 -3-58	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 食料の供給</td> <td>責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省農産局長</td> </tr> <tr> <td>第3 物資の供給</td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第2 食料の供給	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省農産局長	第3 物資の供給	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班	(略)	(略)	風 -3-60	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 食料の供給</td> <td>責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省農産局長</td> </tr> <tr> <td>第3 物資の供給</td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第2 食料の供給	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省農産局長	第3 物資の供給	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班	(略)	(略)	同上
(略)	(略)																				
第2 食料の供給	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省農産局長																				
第3 物資の供給	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
第2 食料の供給	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省農産局長																				
第3 物資の供給	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班																				
(略)	(略)																				
194	風 -3-60	<p>第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援</p> <p>■食料供給の対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>① 避難勧告等に基づき避難所に避難された人 (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>需要の把握</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所1班～5班、 避難所支援1班・2班</td> <td>避難所等の被災者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	① 避難勧告等に基づき避難所に避難された人 (略)	避難所1班～5班、 避難所支援1班・2班	避難所等の被災者	(略)	(略)	風 -3-62	<p>■食料供給の対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>① 避難指示等に基づき避難所に避難された人 (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>需要の把握</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所1班～4班、 避難所支援1班・2班</td> <td>避難所等の被災者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	① 避難指示等に基づき避難所に避難された人 (略)	避難所1班～4班、 避難所支援1班・2班	避難所等の被災者	(略)	(略)	組織変更						
① 避難勧告等に基づき避難所に避難された人 (略)																					
避難所1班～5班、 避難所支援1班・2班	避難所等の被災者																				
(略)	(略)																				
① 避難指示等に基づき避難所に避難された人 (略)																					
避難所1班～4班、 避難所支援1班・2班	避難所等の被災者																				
(略)	(略)																				
195	風 -3-61	<p>本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、政策統括官と売買契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省政策統括官に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。</p>	風 -3-63	<p>本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、農産局長と売買契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省農産局長に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。</p>	時点修正																

No	頁	旧	頁	新	
196	風 -3-61		風 -3-63		時点修正
197	風 -3-61	市町村が直接、 農林水産省政策統括官 に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて 農林水産省政策統括官 に連絡する。	風 -3-63	市町村が直接、 農林水産省農産局長 に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて 農林水産省農産局長 に連絡する。	時点修正
198	風 -3-61		風 -3-63		時点修正
199	風 -3-62	(2) 食料の分配 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。	風 -3-64	(2) 食料の分配 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。	同上
200	風 -3-62	【資料編】 (略)	風 -3-64	【資料編】 (略) ・資料2-55 災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書(株式会社学校給食サービス) ・資料2-63 災害時における物資の供給協力に関する協定(株式会社マツタビ) ・資料2-62 災害時における物資の供給協力に関する協定(株式会社くすりの福太郎) ・資料2-77 災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トヨカ堂)	新規協定
201	風 -3-63	(3) 物資の分配 避難所1班～5班、避難所支援1班・2班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。	風 -3-65	(3) 物資の分配 避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。	組織変更

No	頁	旧	頁	新																									
202	風 -3-68	(2) 緊急輸送の手配 (略)	風 -3-70	(2) 緊急輸送の手配 (略) 【資料編】 資料-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部）	新規協定																								
203	風 -3-76	<table border="1"> <tr> <td>第1 防疫活動</td> <td>責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～5班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、 県水道局船橋水道事務所、 鎌ヶ谷市医師会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1 防疫活動	責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～5班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、 県水道局船橋水道事務所、 鎌ヶ谷市医師会	(略)	(略)	風 -3-79	<table border="1"> <tr> <td>第1 防疫活動</td> <td>責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～4班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、 県企業局船橋水道事務所、 鎌ヶ谷市医師会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1 防疫活動	責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～4班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、 県企業局船橋水道事務所、 鎌ヶ谷市医師会	(略)	(略)	同上																
第1 防疫活動	責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～5班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、 県水道局船橋水道事務所、 鎌ヶ谷市医師会																												
(略)	(略)																												
第1 防疫活動	責任者：健康福祉部長、生涯学習部長 担当：衛生医療班、避難所1班～4班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、 県企業局船橋水道事務所、 鎌ヶ谷市医師会																												
(略)	(略)																												
204	風 -3-77	3 避難所における衛生管理 避難所1班～5班は、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。	風 -3-80	2 避難所における衛生管理 避難所1班～4班は、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。	組織変更																								
205	風 -3-81	2 逸走動物への対応 (略)	風 -3-83	2 逸走動物への対応 (略) 【資料編】 資料-2-48 災害時における動物救護活動に関する協定書（千葉県獣医師会京葉地域獣医師会）	新規協定																								
206	風 -3-83	第3章 災害応急対策計画 第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理 ■遺体検案所 <table border="1"> <tr><td>東部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西部地区</td><td>北中沢コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>北部地区</td><td>くぬぎ山コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>中央東地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中央地区</td><td>(略)</td></tr> </table>	東部地区	(略)	南部地区	(略)	西部地区	北中沢コミュニティセンター	北部地区	くぬぎ山コミュニティセンター	中央東地区	(略)	中央地区	(略)	風 -3-85	<table border="1"> <tr><td>東部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西部地区</td><td>北中沢コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>北部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中央東地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中央地区</td><td>(略)</td></tr> </table>	東部地区	(略)	南部地区	(略)	西部地区	北中沢コミュニティセンター	北部地区	(略)	中央東地区	(略)	中央地区	(略)	遺体検案所、安置所の再編 30.10.25 打合せ簿より
東部地区	(略)																												
南部地区	(略)																												
西部地区	北中沢コミュニティセンター																												
北部地区	くぬぎ山コミュニティセンター																												
中央東地区	(略)																												
中央地区	(略)																												
東部地区	(略)																												
南部地区	(略)																												
西部地区	北中沢コミュニティセンター																												
北部地区	(略)																												
中央東地区	(略)																												
中央地区	(略)																												

No	頁	旧	頁	新																									
207	風 -3-84	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理</p> <p>■遺体安置所</p> <table border="1"> <tr><td>東部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西部地区</td><td>北中沢コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>北部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中央東地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中央地区</td><td>(略)</td></tr> </table>	東部地区	(略)	南部地区	(略)	西部地区	北中沢コミュニティセンター	北部地区	(略)	中央東地区	(略)	中央地区	(略)	風 -3-87	<p>■遺体安置所</p> <table border="1"> <tr><td>東部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>西部地区</td><td>北中沢コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>北部地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中央東地区</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中央地区</td><td>(略)</td></tr> </table>	東部地区	(略)	南部地区	(略)	西部地区	北中沢コミュニティセンター	北部地区	(略)	中央東地区	(略)	中央地区	(略)	<p>遺体検案所、安置所の再編</p> <p>30.10.25 打合せ簿より</p>
東部地区	(略)																												
南部地区	(略)																												
西部地区	北中沢コミュニティセンター																												
北部地区	(略)																												
中央東地区	(略)																												
中央地区	(略)																												
東部地区	(略)																												
南部地区	(略)																												
西部地区	北中沢コミュニティセンター																												
北部地区	(略)																												
中央東地区	(略)																												
中央地区	(略)																												
208	風 -3-90	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料2-24 災害時における鎌ヶ谷郵便局、特定郵便局鎌ヶ谷部会、鎌ヶ谷市間の協力に関する覚書（鎌ヶ谷郵便局及び特定郵便局鎌ヶ谷部会（現：日本郵便株式会社鎌ヶ谷郵便局）） 資料2-25 鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社） 資料2-26 鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（京葉瓦斯株式会社船橋支社） 	風 -3-93	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料2-75 鎌ヶ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社） 資料2-24 鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社） 資料2-25 鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（京葉瓦斯株式会社船橋支社） 	新規協定																								
209	風 -3-93	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>第3 社会教育施設等の対策</td><td>責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～5班</td></tr> </table>	(略)	(略)	第3 社会教育施設等の対策	責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～5班	風 -3-95	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>第3 社会教育施設等の対策</td><td>責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班・4班</td></tr> </table>	(略)	(略)	第3 社会教育施設等の対策	責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班・4班	組織変更																
(略)	(略)																												
第3 社会教育施設等の対策	責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班～5班																												
(略)	(略)																												
第3 社会教育施設等の対策	責任者：生涯学習部長 担当：避難所3班・4班																												
210	風 -3-94	<p>3 避難所開設への協力</p> <p>避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、災害があった場合は、避難所を開設し、避難者を体育館等へ案内する。</p> <p>また、施設の職員等は、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班と連携して避難所の運営に協力する。</p>	風 -3-96	<p>3 避難所開設への協力</p> <p>避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、災害があった場合は、避難所を開設し、避難者を体育館等へ案内する。</p> <p>また、施設の職員等は、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班と連携して避難所の運営に協力する。</p>	組織変更																								
211	風 -3-96	<p>1 社会教育施設の応急措置</p> <p>避難所3班～5班は、災害によって所管する施設等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 文化財に対する措置</p> <p>文化財に被害が発生したときには、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報し、災害の拡大防止に努める。</p> <p>避難所5班は、文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、必要な応急措置を講ずる。</p>	風 -3-98	<p>1 社会教育施設の応急措置</p> <p>避難所3班～4班は、災害によって所管する施設等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 文化財に対する措置</p> <p>指定・登録文化財に被害が発生したときには、その所有者、管理者は直ちに119番通報し、災害の拡大防止に努める。</p> <p>避難所4班は、指定・登録文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>災害により、民間等所有の歴史・民俗資料等が被災した場合は、廃棄や散逸を防ぐため、迅速・的確な情報収集をはかり、関係機関と連携したうえで救出する。</p>	同上																								

No	頁	旧	頁	新									
212	風 -3-97	<table border="1"> <tr> <td>第1 要配慮者への対応</td> <td>責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉1班、健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班 関係機関：社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1 要配慮者への対応	責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉1班、健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班 関係機関：社会福祉協議会	(略)	(略)	風 -3-99	<table border="1"> <tr> <td>第1 要配慮者への対応</td> <td>責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉1班、健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班 関係機関：社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1 要配慮者への対応	責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉1班、健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班 関係機関：社会福祉協議会	(略)	(略)	同上
第1 要配慮者への対応	責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉1班、健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～5班 関係機関：社会福祉協議会												
(略)	(略)												
第1 要配慮者への対応	責任者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担当：健康福祉1班、健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班 関係機関：社会福祉協議会												
(略)	(略)												
213	風 -3-98	2 避難所等での支援 (1) 避難所における援護対策 健康福祉2班、避難所支援1班・2班は、避難所において、避難所1班～5班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。	風 -3-100	2 避難所等での支援 (1) 避難所における援護対策 健康福祉2班、避難所支援1班・2班は、避難所において、避難所1班～4班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。	同上								
214	風 -3-104	第3章 災害応急対策計画 第18節 帰宅困難者対策 <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2 帰宅困難者等に対する 支援</td><td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班 関係機関：防災関係機関</td></tr></table> 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (略) また、呼びかけの効果を高めるため、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心eメール、 ツイッター 等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。	(略)	(略)	第2 帰宅困難者等に対する 支援	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班 関係機関：防災関係機関	風 -3-106	<table border="1"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2 帰宅困難者等に対する 支援</td><td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班 関係機関：防災関係機関</td></tr></table> 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (略) また、呼びかけの効果を高めるため、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心eメール、 SNS 等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。	(略)	(略)	第2 帰宅困難者等に対する 支援	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班 関係機関：防災関係機関	文言修正
(略)	(略)												
第2 帰宅困難者等に対する 支援	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班 関係機関：防災関係機関												
(略)	(略)												
第2 帰宅困難者等に対する 支援	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班 関係機関：防災関係機関												
215	風 -3-105	第3章 災害応急対策計画 第18節 帰宅困難者対策 (2) 帰宅困難者等への情報提供 (略) また、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心eメール、 ツイッター 等を活用した情報提供についても検討・実施する。 (略) (2) 一時滞在施設の運営 避難所1～5班、避難所支援1班・2班は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。	風 -3-107	(2) 帰宅困難者等への情報提供 (略) また、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心eメール、 SNS 等を活用した情報提供についても検討・実施する。 (略) (2) 一時滞在施設の運営 避難所1～4班、避難所支援1班・2班は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。	組織変更								

No	頁	旧	頁	新																																													
216	風-4-3	<p>(3) 対象世帯 (略)</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊 ((3)①に該当)</td> <td>解体 ((3)②に該当)</td> <td>長期避難 ((3)③に該当)</td> <td>大規模半壊 ((3)④に該当)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	風-4-3	<p>(2) 対象世帯 (略)</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊 ((3)①に該当)</td> <td>解体 ((3)②に該当)</td> <td>長期避難 ((3)③に該当)</td> <td>大規模半壊 ((3)④に該当)</td> <td>中規模半壊 ((3)⑤に該当)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>住宅の被害程度</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>全壊、解体、 長期避難、大規模半壊 ((3)①~④に該当)</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊 ((3)⑤に該当)</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	住宅の再建方法	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	全壊、解体、 長期避難、大規模半壊 ((3)①~④に該当)	200万円	100万円	50万円	中規模半壊 ((3)⑤に該当)	100万円	50万円	25万円	被災者生活再建支援法の改正
住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)																																													
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																													
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																														
支給額	200万円	100万円	50万円																																														
住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)																																												
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																																												
住宅の再建方法	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																													
支給額	全壊、解体、 長期避難、大規模半壊 ((3)①~④に該当)	200万円	100万円	50万円																																													
	中規模半壊 ((3)⑤に該当)	100万円	50万円	25万円																																													
217	風-4-5	<p>被災証明の担当及び証明の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>証明の範囲</td> </tr> <tr> <td>課税課、 収税課</td> <td>家屋の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損</td> </tr> <tr> <td>商工振興課</td> <td>事業書の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>火災による焼損等</td> </tr> </table>	担当	証明の範囲	課税課、 収税課	家屋の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損	商工振興課	事業書の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損	消防本部	火災による焼損等	風-4-5	<p>被災証明の担当及び証明の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>証明の範囲</td> </tr> <tr> <td>課税課 収税課</td> <td>家屋の全壊、流失、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、<u>準半壊</u>、床上浸水、床下浸水、一部破損</td> </tr> <tr> <td>商工振興課</td> <td>事業書の全壊、流失、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、<u>準半壊</u>、床上浸水、床下浸水、一部破損</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>火災による焼損等</td> </tr> </table>	担当	証明の範囲	課税課 収税課	家屋の全壊、流失、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、床上浸水、床下浸水、一部破損	商工振興課	事業書の全壊、流失、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、床上浸水、床下浸水、一部破損	消防本部	火災による焼損等	中規模半壊、準半壊追加																												
担当	証明の範囲																																																
課税課、 収税課	家屋の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損																																																
商工振興課	事業書の全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損																																																
消防本部	火災による焼損等																																																
担当	証明の範囲																																																
課税課 収税課	家屋の全壊、流失、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、床上浸水、床下浸水、一部破損																																																
商工振興課	事業書の全壊、流失、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、床上浸水、床下浸水、一部破損																																																
消防本部	火災による焼損等																																																

No	頁	旧	頁	新	
218	風-4-7	<p>■貸付金の種類</p> <p>① 天災資金 ② 県単災害融資資金 ③ (株)日本政策金融公庫</p>	風-4-7	<p>■貸付金の種類</p> <p>① <u>天災融資法</u> 天災融資制度 ② <u>千葉県</u> 天災融資資金 (株)日本政策金融公庫 ③ <u>農林漁業セーフティネット資金</u> 農林漁業施設資金</p>	文言修正
219	大-2-2	<p>第2章 大規模火災等対策 第1節 大規模火災対策</p> <p>4 避難 事務局は、火災が拡大し危険な区域に対し、<u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））</u>を発令し、安全な地域の避難所開設を指示する。 避難所1班～<u>5</u>班は、指定避難所に職員を派遣して開設する。 (略)</p>	大-2-2	<p>4 避難 事務局は、火災が拡大し危険な区域に対し、<u>避難指示</u>を発令し、安全な地域の避難所開設を指示する。 避難所1班～<u>4</u>班は、指定避難所に職員を派遣して開設する。 (略)</p>	炎対法 60条変更による避難勧告、避難指示の一本化
220	大-2-5	<p>第2章 大規模火災等対策 第2節 危険物災害対策</p> <p>4 避難 事務局は、危険物災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））</u>を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。 避難所1班～<u>5</u>班は、指定避難所に職員を派遣して開設する。 (略)</p>	大-2-5	<p>4 避難 事務局は、危険物災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難指示</u>を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。 避難所1班～<u>4</u>班は、指定避難所に職員を派遣して開設する。 (略)</p>	炎対法 60条変更による避難勧告、避難指示の一本化
221	大-3-2	<p>第3章 公共交通等事故対策 第2節 航空機災害対策</p> <p>5 避難 事務局は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））</u>を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。 避難所1班～<u>5</u>班は、所管する指定避難所に職員を派遣して開設する。 (略)</p>	大-3-2	<p>5 避難 事務局は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難指示</u>を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。 避難所1班～<u>4</u>班は、所管する指定避難所に職員を派遣して開設する。 (略)</p>	同上
222	大-3-2	<p>第3章 公共交通等事故対策 第2節 航空機災害対策</p> <p>■広報内容</p> <p>① 市及び関係機関が実施する応急対策の概要 ② <u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））</u>及び避難先の指示 ③ 地域住民等への協力依頼 ④ その他必要な事項</p>	大-3-2	<p>■広報内容</p> <p>① 市及び関係機関が実施する応急対策の概要 ② <u>避難指示</u>及び避難先の指示 ③ 地域住民等への協力依頼 ④ その他必要な事項</p>	同上

No	頁	旧	頁	新	
223	大-3-5	<p>第3章 公共交通等事故対策 第3節 鉄道災害対策</p> <p>4 避難 事務局は、鉄道災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。 避難所1班～5班は、所管する指定避難所に職員を派遣して開設する。 (略)</p>	大-3-5	<p>4 避難 事務局は、鉄道災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。 避難所1班～4班は、所管する指定避難所に職員を派遣して開設する。 (略)</p>	同上
224	大-3-7	<p>第3章 公共交通等事故対策 第4節 道路災害対策</p> <p>5 避難 事務局は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。避難所1班～5は、指定避難所に職員を派遣して開設する。</p>	大-3-7	<p>5 避難 事務局は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。避難所1班～4は、指定避難所に職員を派遣して開設する。</p>	災対法60条変更による避難勧告、避難指示の一本化
225	大-3-7	<p>第3章 公共交通等事故対策 第4節 道路災害対策</p> <p>6 広報 秘書広報班は、地域住民等に対し、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。</p>	大-3-7	<p>6 広報 秘書広報班は、地域住民等に対し、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。</p>	同上
226	大-4-4	<p>第4章 放射性物質事故対策 第4節 応急対策</p> <p>(1) 広報活動 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心eメール、ツイッター、フェイスブック等により行う。</p>	大-4-4	<p>(1) 広報活動 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心eメール、SNS等により行う。</p>	文言修正

No	頁	旧	頁	新
227	大-4-4	<p>10 広域避難者の受入れ</p> <p>市は、被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。</p> <p>(1) 広域避難の要請</p> <p>市の区域を越えて避難をすることが必要となる場合には、広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議する。また、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県に要請し、国を通じて相手方都道府県の紹介を受けるものとする。</p> <p>(2) 広域避難者の受入れ支援</p> <p>広域避難について、本市が協議を受けた場合は、同時被災などで受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。</p> <p>なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第4節第2「広域応援派遣要請」参照。</p>	大-4-4	<p>10 広域避難者の協議・受入れ</p> <p>災害発生のおそれがあり、市民等を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合には、災害対策基本法に基づき、自治体間で広域避難の協議を行う。</p> <p>(1) 同一都道府県内の市町村への避難（法第61条の4）</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難指示を発令した場合におけるその立退き先を、市内の指定緊急避難場所等とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、居住者等の受入れについて、県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。</p> <p>協議を受けた市町村長は、居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。</p> <p>(2) 緊急時以外における他の都道府県の市町村への避難（法第61条の5）</p> <p>市長は、要避難者を一定期間県外の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、知事に対し、当該他の都道府県の知事と要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。</p> <p>協議を受けた都道府県知事は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。</p> <p>協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。</p> <p>(3) 緊急時の他の都道府県の市町村への避難（法第61条の6）</p> <p>市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、県外の市町村の市町村長に協議することができる。</p> <p>協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。</p>